

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄								備考
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホジツ トキワガク 学校法人 常磐大学								
フリガナ大学の名称	トキワニギハク 常磐短期大学 (Tokiwa Junior College)								
大学本部の位置	茨城県水戸市見和一丁目430番地の1								
大学の目的	常磐短期大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、高等学校教育の基礎の上に、高度の知識と学理に基づく技能とを授け、合理的にして、かつ、環境に順応しうる人材を育成し、日本社会の進展に貢献しようとするものである。								
新設学部等の目的	本学における近年の定員充足率及び短期大学を取り巻く環境の変化等を勘案し、教育の質の向上並びに定員の適正化を図る。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	幼児教育保育学科 【Department of Early Childhood Education and Care】	2	80 (120)	—	160 (240)	短期大学士 (幼児教育保育学) 【Bachelor of Early Childhood Education and Care】	教育学・保育学 関係	令和8年4月 第1年次	茨城県水戸市見和一丁目430番地の1
計									
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
学部等の名称	幼児教育保育学科	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設		4人 (4)	5人 (5)	0人 (0)	3人 (3)	12人 (12)	/	/	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	12 (12)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）	4 (4)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	12 (12)				
分	計	4 (4)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	12 (12)	— (—)	1 (1)	
既設	該当なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	/	/	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	小計（a～b）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
計（a～d）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)				
分	計	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
合計		4 (4)	5 (5)	0 (0)	3 (3)	12 (12)	— (—)	1 (1)	

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
8人

大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数
0人

職 種		専 属	そ の 他	計				
事 務 職 員		111 人 (110)	0 (1)	111 人 (111)	人数は、常 磐大学と常 磐短期大学 の職員の合 計。			
技 術 職 員		14 (14)	4 (4)	18 (18)				
図 書 館 職 員		8 (8)	()	8 (8)				
そ の 他 の 職 員		6 (6)	()	6 (6)				
指 導 補 助 者		12 (12)	()	12 (12)				
計		151 (150)	4 (5)	155 (155)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計	常磐大学 (必要面積 28,920.00 ㎡)と共用		
	校 舎 敷 地	0.00 ㎡	85,058.62 ㎡	5,010.02 ㎡	90,068.64 ㎡			
	そ の 他	0.00 ㎡	5,497.81 ㎡	0.00 ㎡	5,497.81 ㎡			
	合 計	0.00 ㎡	90,556.43 ㎡	5,010.02 ㎡	95,566.45 ㎡			
校 舎	専 用	2,027.27 ㎡ (2,027.27 ㎡)	19,386.84 ㎡ (19,386.84 ㎡)	27,996.65 ㎡ (27,996.65 ㎡)	49,410.76 ㎡ (49,410.76 ㎡)	常磐大学 (必要面積 16,729.19 ㎡)と共用		
		教 室	教 員 研 究 室	教 員 研 究 室	室			
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点	
		()	()	()	()	()	()	
		()	()	()	()	()	()	
		計	()	()	()	()	()	
ス ポー ツ 施 設 等	ス ポー ツ 施 設		講 堂		厚 生 補 導 施 設			
	㎡		㎡		㎡			
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次
		教員 1 人 当 り 研 究 費 等	300 千 円	300 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円
		共 同 研 究 費 等	400 千 円	400 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円
		図 書 購 入 費	3,400 千 円	3,400 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円
	設 備 購 入 費	694 千 円	694 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円	
	学 生 1 人 当 り 納 付 金		第 1 年 次	第 2 年 次	第 3 年 次	第 4 年 次	第 5 年 次	第 6 年 次
			1,300 千 円	1,050 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円	— 千 円
学 生 納 付 金 以 外 の 維 持 方 法 の 概 要		手 数 料 収 入、国 庫 補 助 金 収 入、受 取 利 息・配 当 金 収 入、付 随 事 業・収 益 事 業 収 入、雑 収 入 等 に よ り 維 持 を 図 る						

大学等の名称	常磐大学							所在地			
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率		開設年度		
		年	人	年次人	人		倍				
既設大学等の状況	人間科学部		396	—	1592		1.03	昭和58年度	茨城県水戸市見和一丁目430番地の1		
	心理学科	4	90	—	360	学士(人間科学)	1.17	平成20年度			
	教育学科	4	66	4	272	学士(人間科学)	1.12	平成20年度			
	初等教育コース	4	50	2	204	学士(人間科学)	0.94	平成26年度			
	中等教育コース	4	16	2	68	学士(人間科学)	1.64	平成26年度			
	現代社会学科	4	90	—	360	学士(人間科学)	1.07	平成16年度			
	コミュニケーション学科	4	70	—	280	学士(人間科学)	0.83	昭和58年度			
	健康栄養学科	4	80	—	320	学士(人間科学)	0.91	平成20年度			
	総合政策学部		245	—	980		1.03	平成29年度			
	経営学科	4	85	—	340	学士(総合政策学)	1.08	平成29年度			
	法律行政学科	4	75	—	300	学士(総合政策学)	1.04	平成29年度			
	総合政策学科	4	85	—	340	学士(総合政策学)	0.98	平成29年度			
	看護学部		80	—	320		1.07	平成30年度		茨城県水戸市見和一丁目430番地の1 茨城県東茨城郡茨城町の郷280番地	
	看護学科	4	80	—	320	学士(看護学)	1.07	平成30年度			
	人間科学研究科										茨城県水戸市見和一丁目430番地の1
	人間科学専攻博士課程(後期)	3	2	—	6	博士(人間科学)	0	平成5年度			
	人間科学専攻修士課程	2	10	—	20	修士(人間科学)	0.45	平成元年度			
看護学研究科									茨城県水戸市見和一丁目430番地の1 茨城県東茨城郡茨城町の郷280番地		
看護学専攻修士課程	2	6	—	12	修士(看護学)	1.25	令和4年度				
附属施設の概要	該当なし										

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

令和7年度 入学定員 編入学定員 収容定員

常磐大学			
人間科学部			
心理学科	90	3年次 0	360
教育学科	66	3年次 4	272
初等教育コース	50	3年次 2	204
中等教育コース	16	3年次 2	68
現代社会学科	90	3年次 0	360
コミュニケーション学科	70	3年次 0	280
健康栄養学科	80	3年次 0	320
総合政策学部			
経営学科	85	3年次 0	340
法律行政学科	75	3年次 0	300
総合政策学科	85	3年次 0	340
看護学部			
看護学科	80	3年次 0	320
計	721	4	2892
常磐大学大学院			
人間科学研究科			
人間科学専攻(M)	10	—	20
人間科学専攻(D)	2	—	6
看護学研究科			
看護学専攻(M)	6	—	12
計	18	—	38
常磐短期大学			
幼児教育保育学科	120	—	240
計	120	—	240

令和8年度 入学定員 編入学定員 収容定員 変更の事由

常磐大学				
人間科学部				
心理学科	90	3年次 0	360	
教育学科	66	3年次 4	272	
初等教育コース	50	3年次 2	204	
中等教育コース	16	3年次 2	68	
現代社会学科	90	3年次 0	360	
コミュニケーション学科	70	3年次 0	280	
健康栄養学科	80	3年次 0	320	
総合政策学部				
経営学科	85	3年次 0	340	
法律行政学科	75	3年次 0	300	
総合政策学科	85	3年次 0	340	
看護学部				
看護学科	80	3年次 0	320	
計	721	4	2892	
常磐大学大学院				
人間科学研究科				
人間科学専攻(M)	10	—	20	
人間科学専攻(D)	2	—	6	
看護学研究科				
看護学専攻(M)	6	—	12	
計	18	—	38	
常磐短期大学				
幼児教育保育学科	<u>80</u>	—	<u>160</u>	定員変更(△40)
計	<u>80</u>	—	<u>160</u>	

校地校舎等の図面

①都道府県内の位置関係



水戸市は、茨城県の県庁所在地として東京・上野から特急で約65分の距離にあります。

②最寄り駅から大学

JR水戸駅、赤塚駅周辺からの交通案内



●見和キャンパス

住所：茨城県水戸市見和1-430-1

- 水戸駅 北口5番バス乗り場から自由ヶ丘(①)下車(所要時間約20分)

※直接常磐大学経由のバスもありますが、数が限られています。

- 赤塚駅 南口1番バス乗り場(水戸駅行き)から常磐大学前(②)下車(所要時間約15分)

●桜の郷キャンパス

住所：茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280

- 水戸駅 北口4番バス乗り場から水戸医療センター(③)下車(所要時間約35分)

- 赤塚駅 南口4番バス乗り場(水戸医療センター行き)から水戸医療センター(③)下車(所要時間約20分)

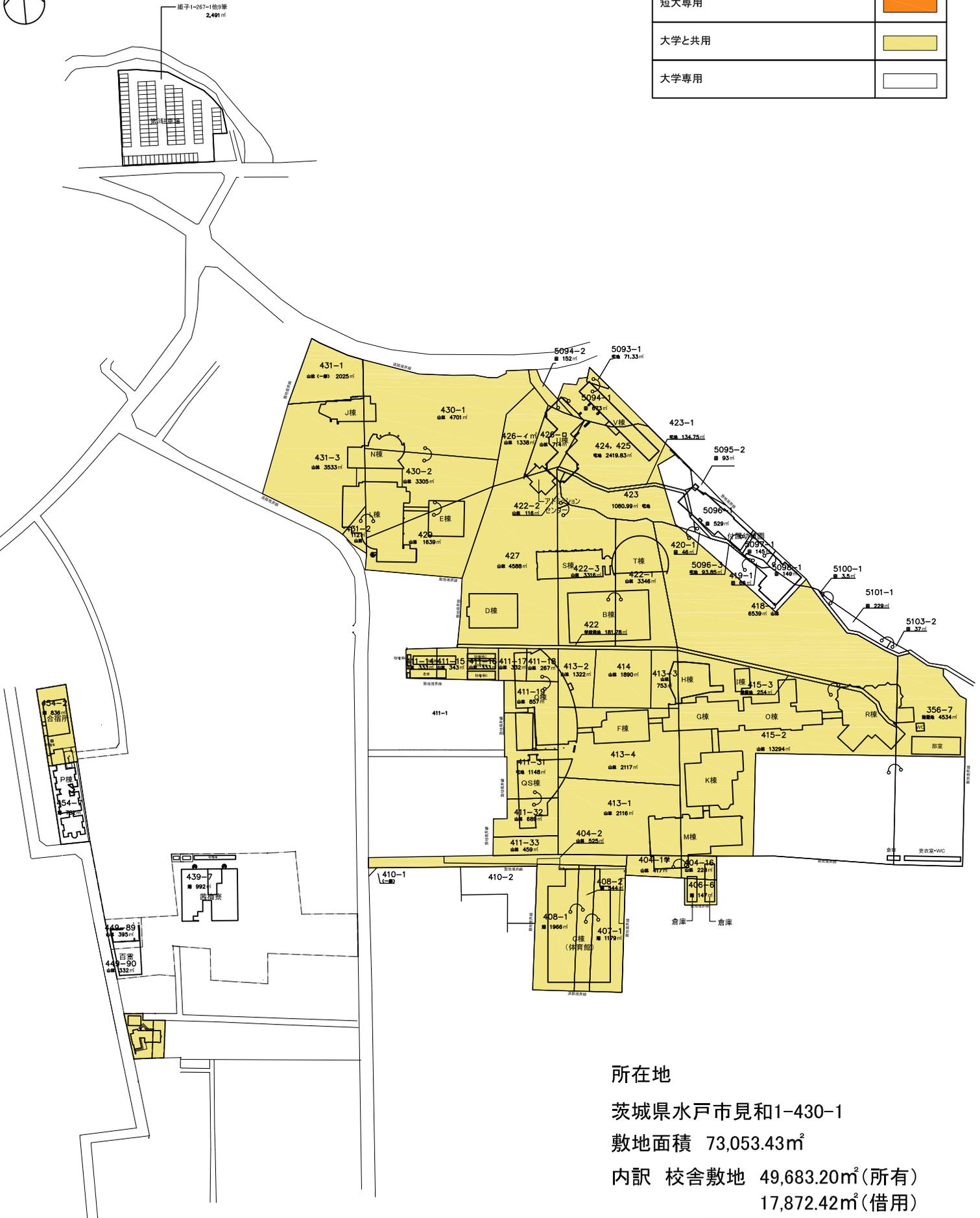
バス停名

- ①自由ヶ丘
- ②常磐大学前
- ③水戸医療センター



専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	



所在地

茨城県水戸市見和1-430-1

敷地面積 73,053.43m²

内訳 校舎敷地 49,683.20m²(所有)

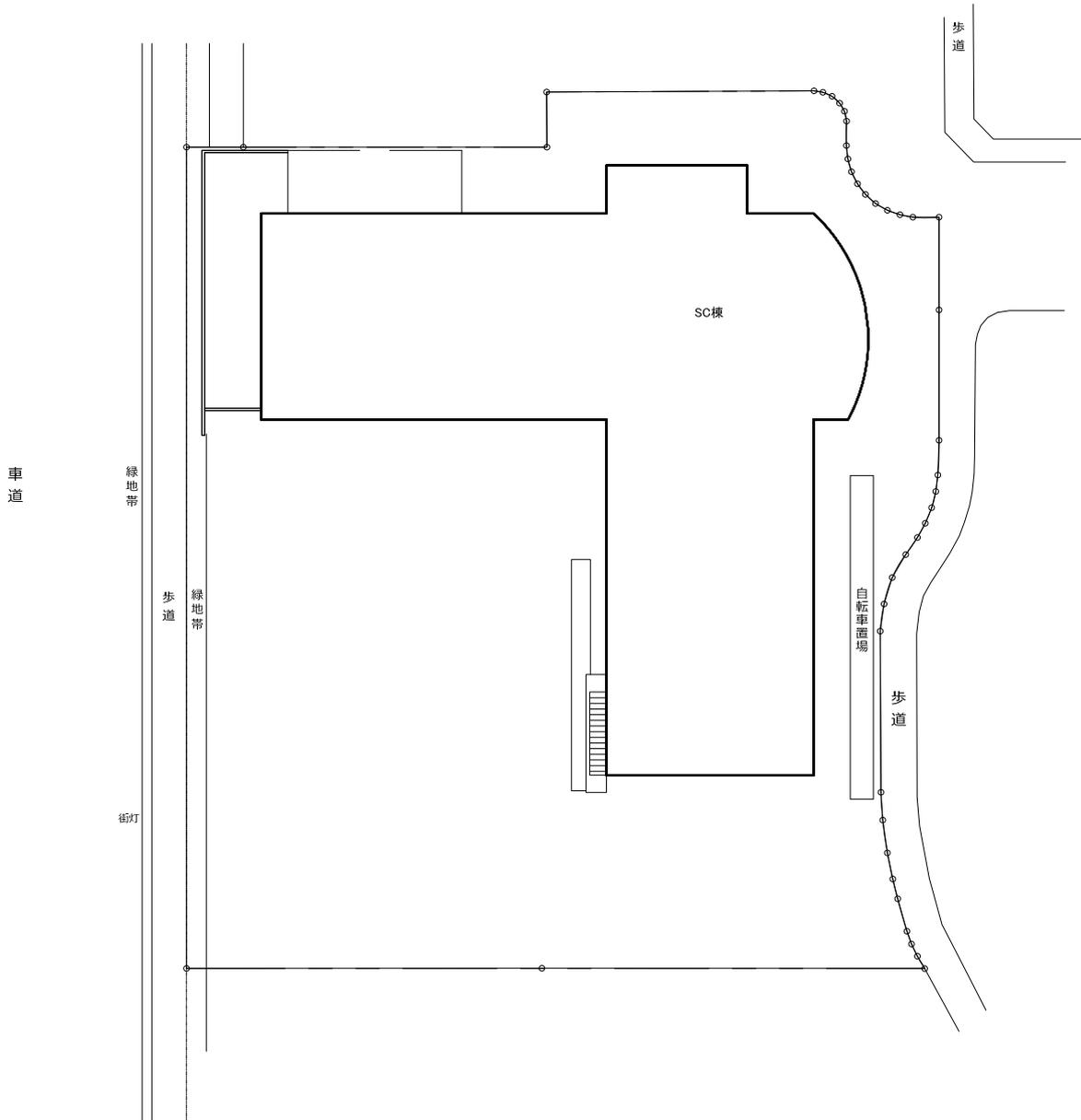
17,872.42m²(借用)

その他敷地 5,497.81m²(所有)

■ 校地の状況(桜の郷キャンパス)

専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	



所在地

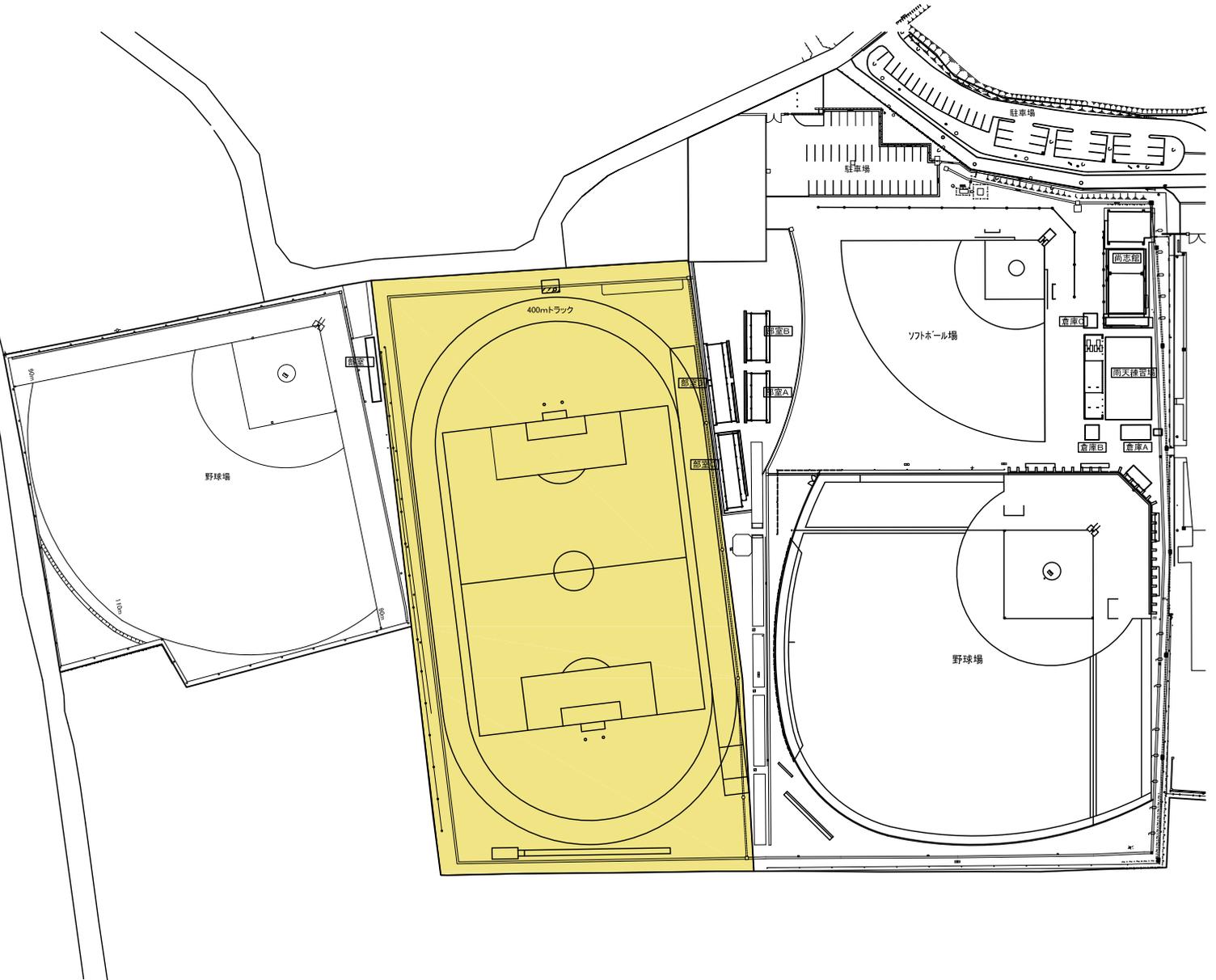
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷280

敷地面積 5,010.02m²(借用)

■ 校地の状況(小吹グラウンド)

専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	



所在地

茨城県水戸市小吹町西原2083-1

敷地面積 17,503.00㎡(借用)

④校舎の配置図

専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	

【見和キャンパス】



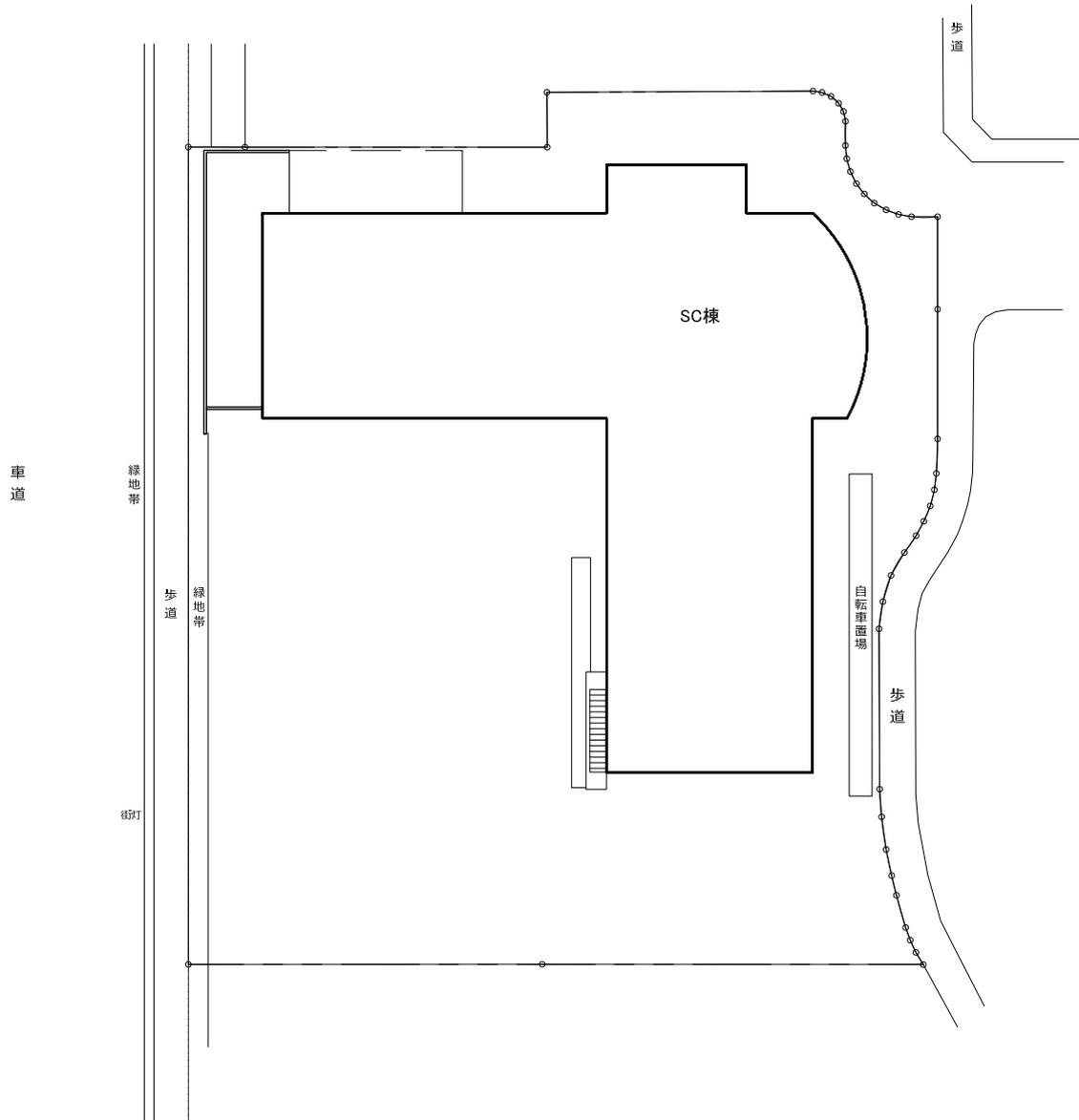
キャンパス	建屋	短大専用	短大・大学 共用	大学専用	体育施設	合計	キャンパス	建屋	短大専用	短大・大学 共用	大学専用	体育施設	合計		
見和	B		980.61	2,912.30		3,892.91	見和	N	1,103.72	954.81			2,058.53		
	C(体育館)				2,884.33	2,884.33		O				2,269.13		2,269.13	
	D	490.93		1,536.71		2,027.64		Q			4,729.96	1,010.66		5,740.62	
	E		1,159.58			1,159.58		Qs			3,428.66			3,428.66	
	F		1,057.33	864.20		1,921.53		R				3,738.55		3,738.55	
	G				2,683.64			2,683.64	S		2,190.55			2,190.55	
	H				442.54			442.54	T			1,572.38		645.36	2,217.74
	I				193.30			193.30	U		501.52		1,251.07		1,752.59
	J	25.40	1,116.14					1,141.54	V				972.08		972.08
	K				2,523.27			2,523.27	SC				4,157.05	678.88	4,835.93
	L	407.22	1,695.30					2,102.52	計		2,027.27	19,386.84	28,015.12		49,429.23
M				3,460.62		3,460.62	合計		2,027.27	19,386.84	28,015.12	4,208.57	53,637.80		

④校舎の配置図

専用・共用区分

短大専用	
大学と共用	
大学専用	

【桜の郷キャンパス】

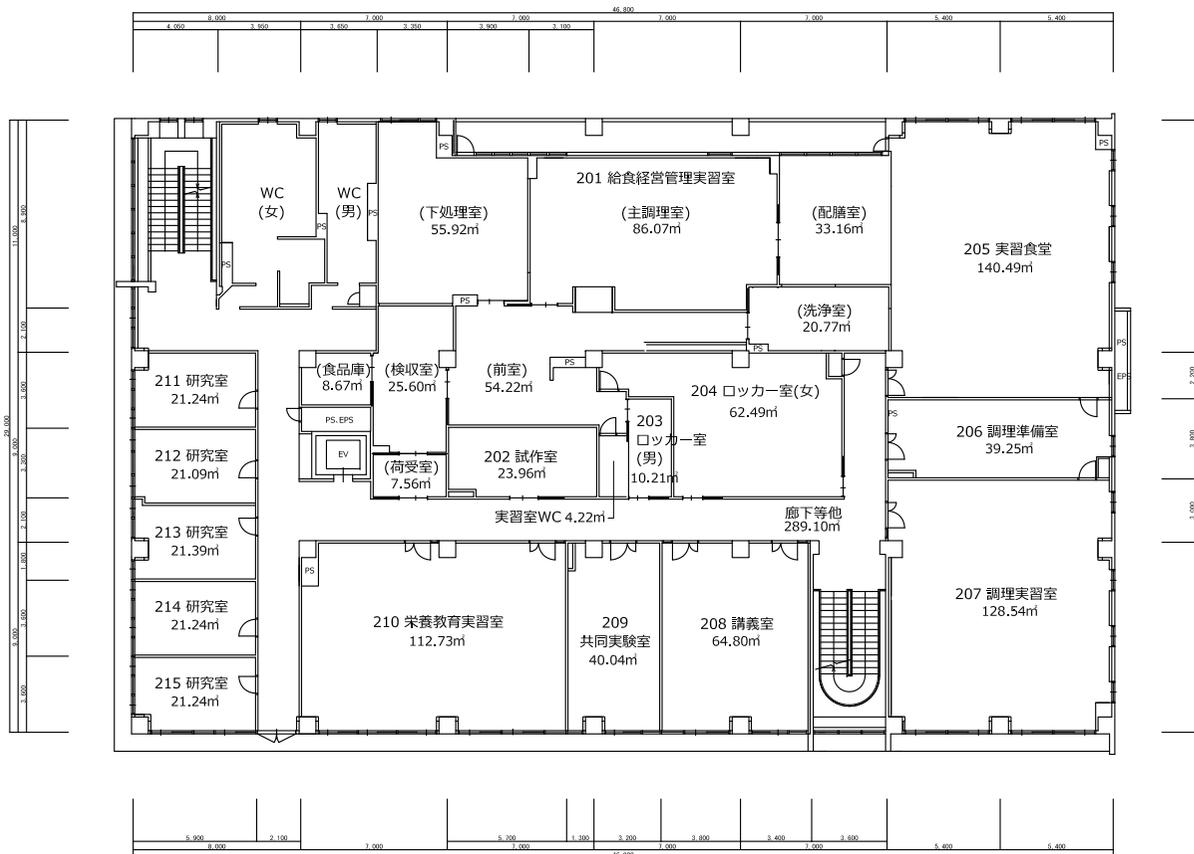


キャンパス	建屋	短大専用	短大・大学 共用	大学専用	体育施設	合計	キャンパス	建屋	短大専用	短大・大学 共用	大学専用	体育施設	合計	
見和	B		980.61	2,912.30		3,892.91	見和	N	1,103.72	954.81			2,058.53	
	C(体育館)				2,884.33	2,884.33		O				2,269.13		2,269.13
	D	490.93		1,536.71		2,027.64		Q		4,729.96		1,010.66		5,740.62
	E		1,159.58			1,159.58		Qs		3,428.66				3,428.66
	F		1,057.33	864.20		1,921.53		R				3,738.55		3,738.55
	G			2,683.64		2,683.64		S		2,190.55				2,190.55
	H			442.54		442.54		T		1,572.38			645.36	2,217.74
	I			193.30		193.30		U		501.52	1,251.07			1,752.59
	J	25.40	1,116.14			1,141.54		V				972.08		972.08
	K				2,523.27			2,523.27	SC				4,157.05	678.88
L	407.22	1,695.30			2,102.52	桜の郷	計	2,027.27	19,386.84		28,015.12		49,429.23	
M				3,460.62		3,460.62	合計		2,027.27	19,386.84	28,015.12	4,208.57	53,637.80	

B棟 2階平面図

専用・共用区分

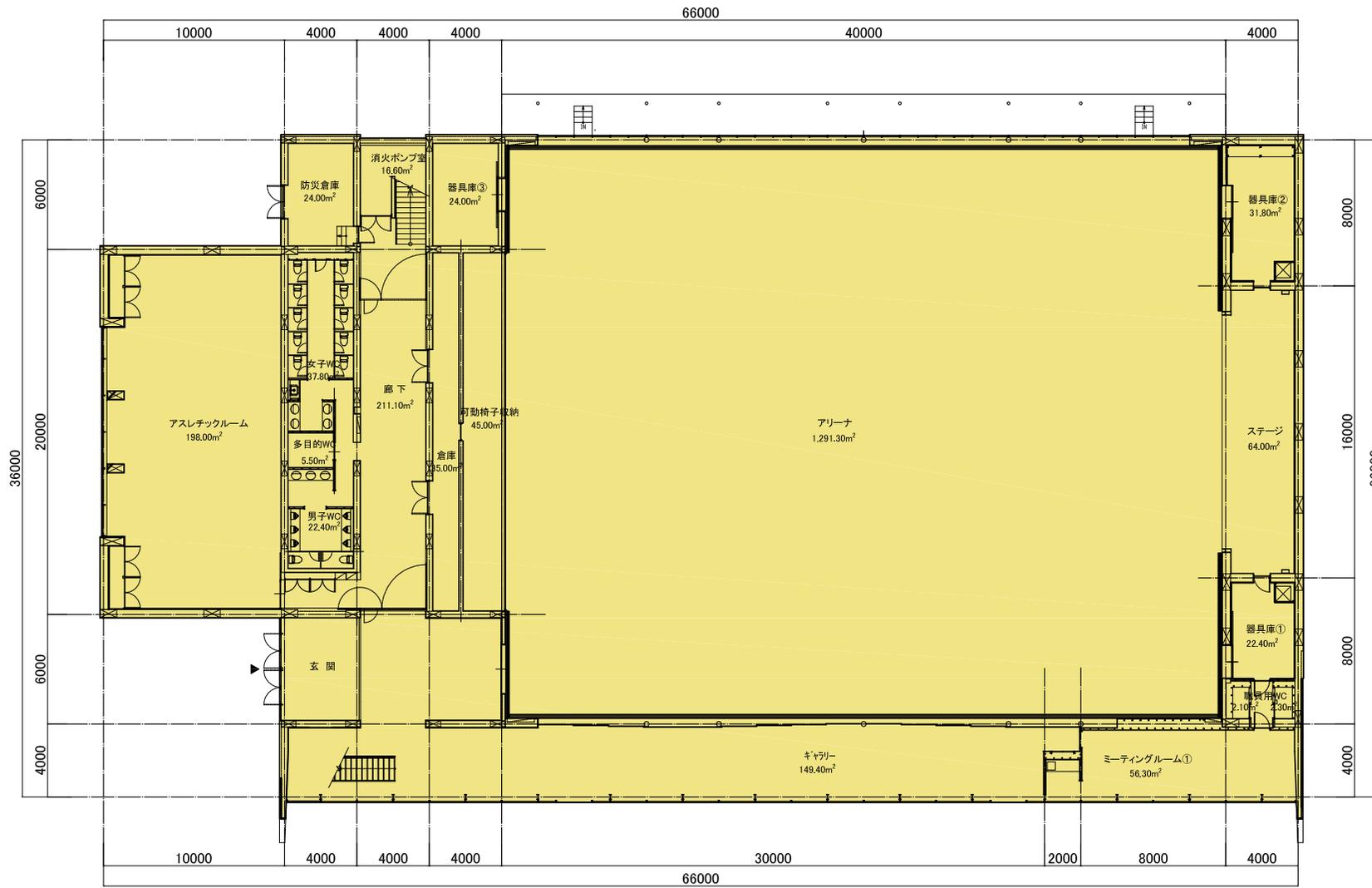
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		1,314.00 m ²



C棟(体育館) 1階平面図

専用・共用区分

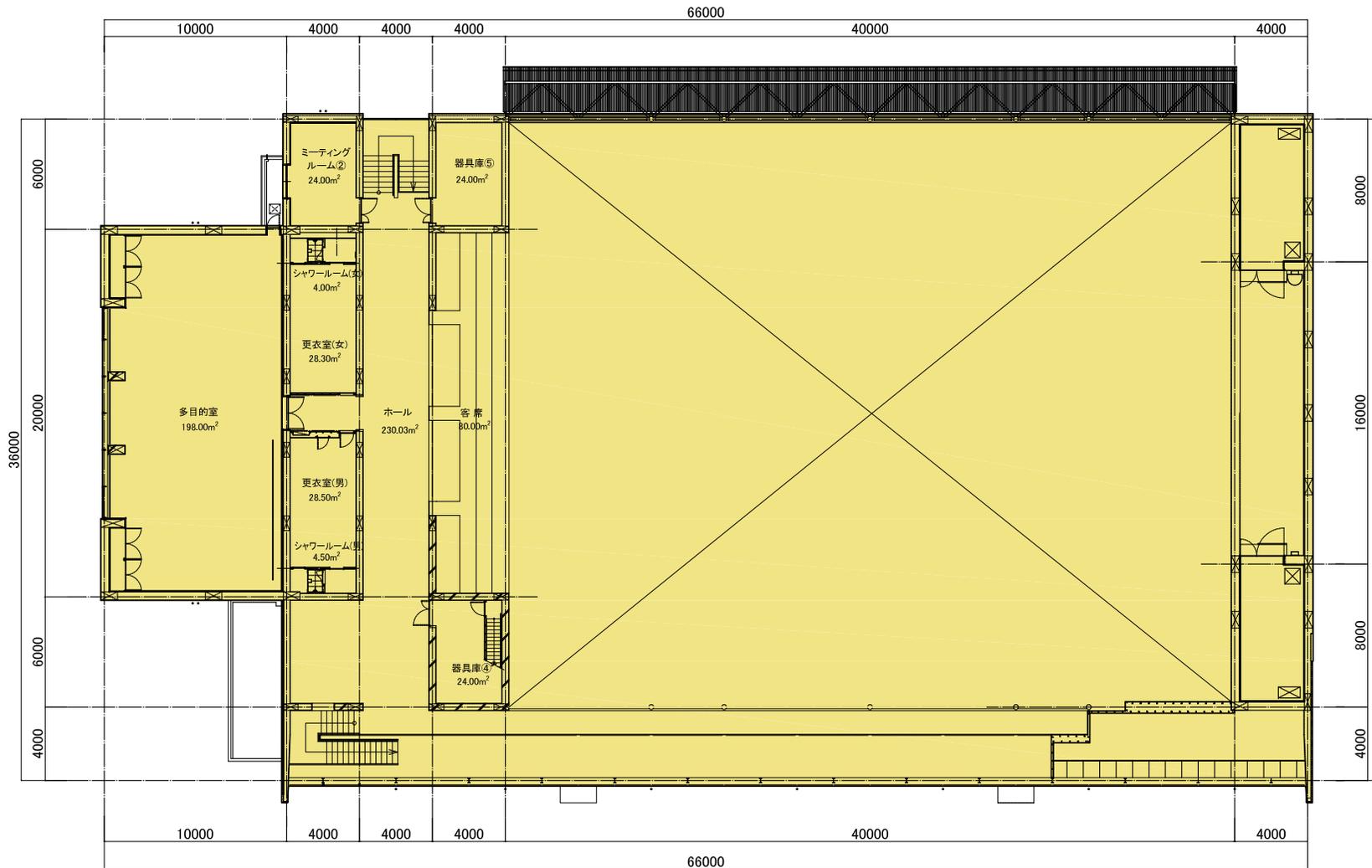
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		2,239.00 m ²
大学専用		0.00 m ²



C棟(体育館) 2階平面図

専用・共用区分

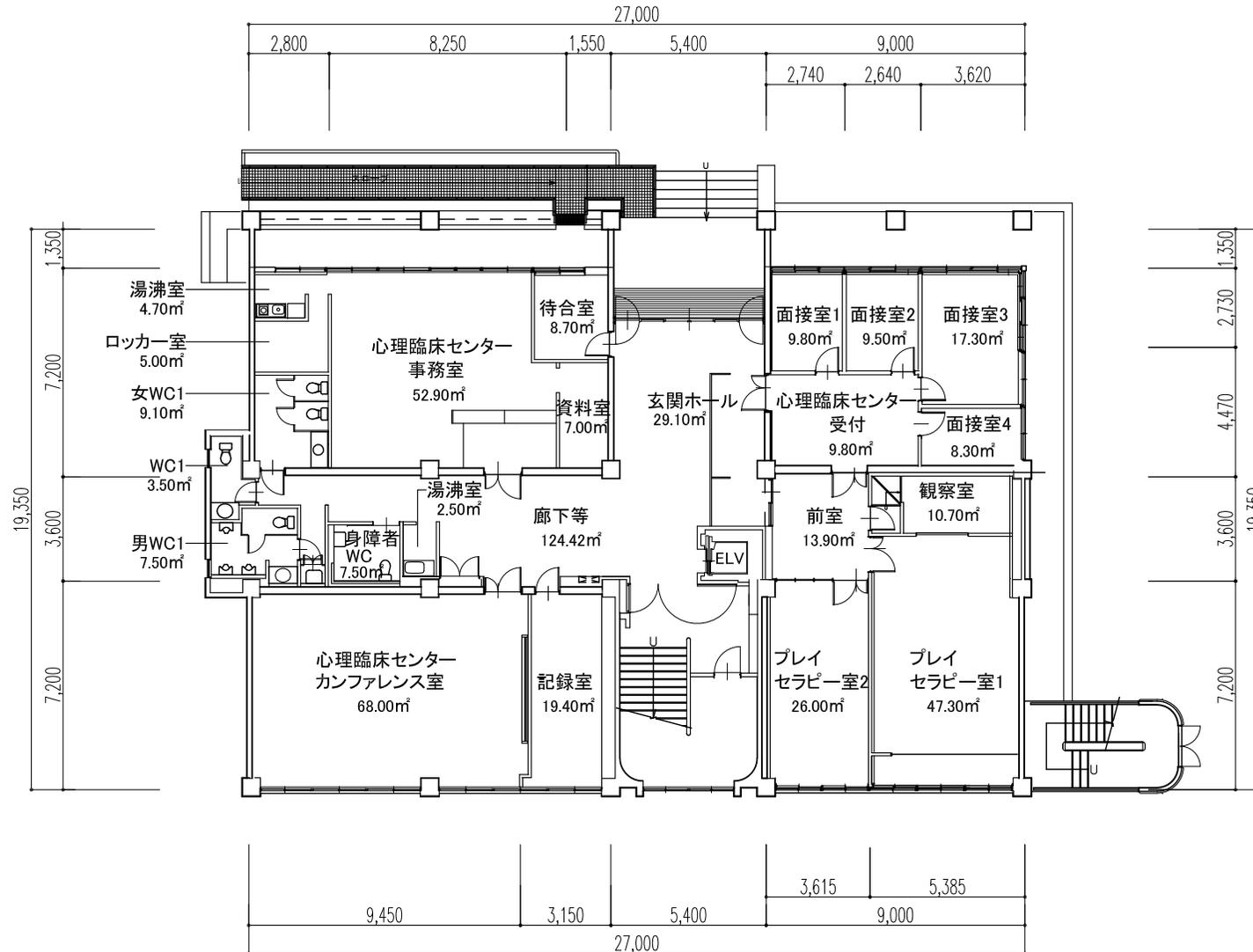
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		645.33 m ²
大学専用		0.00 m ²



D棟 1階平面図

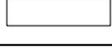
専用・共用区分

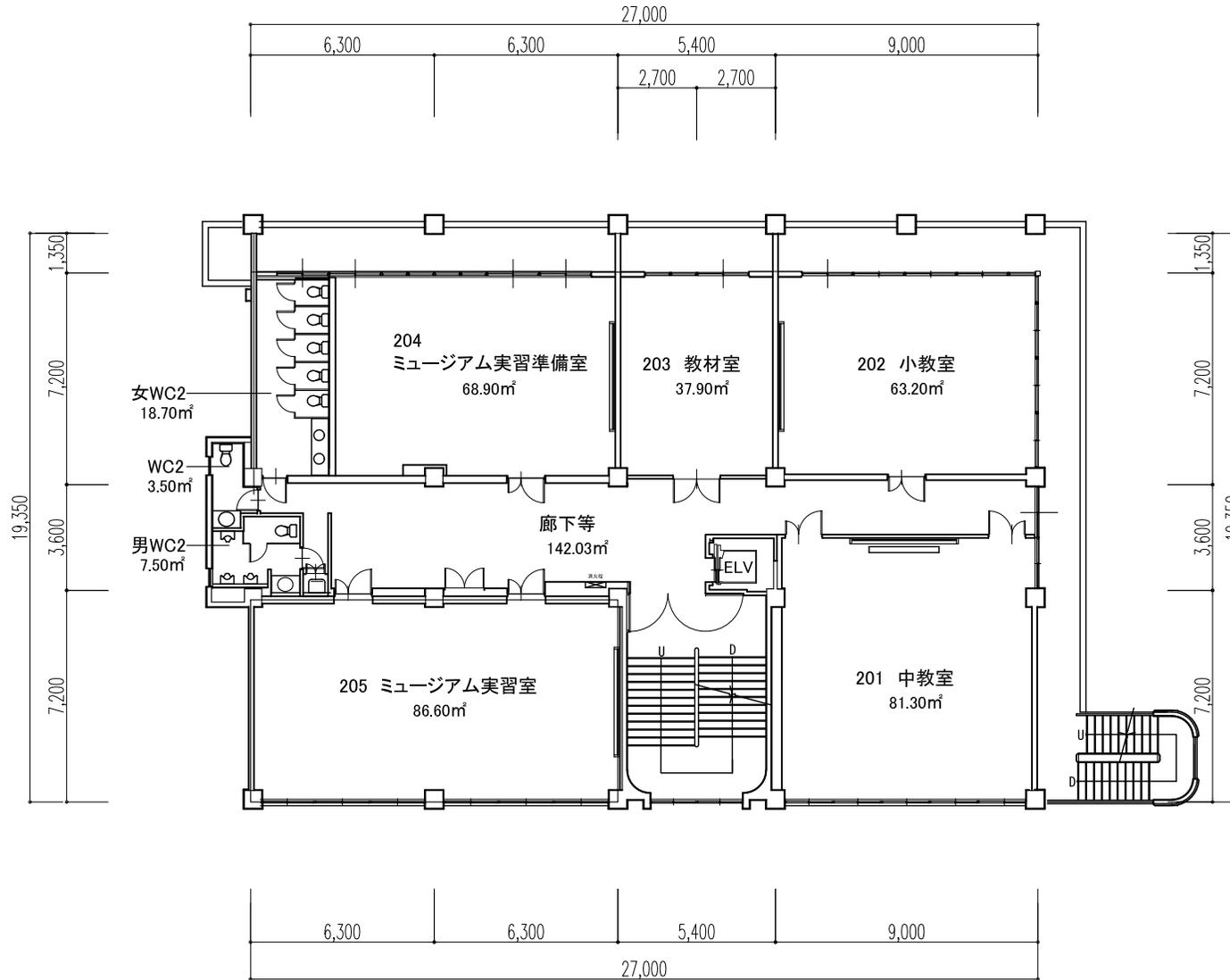
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		501.92 m ²



D棟 2階平面図

専用・共用区分

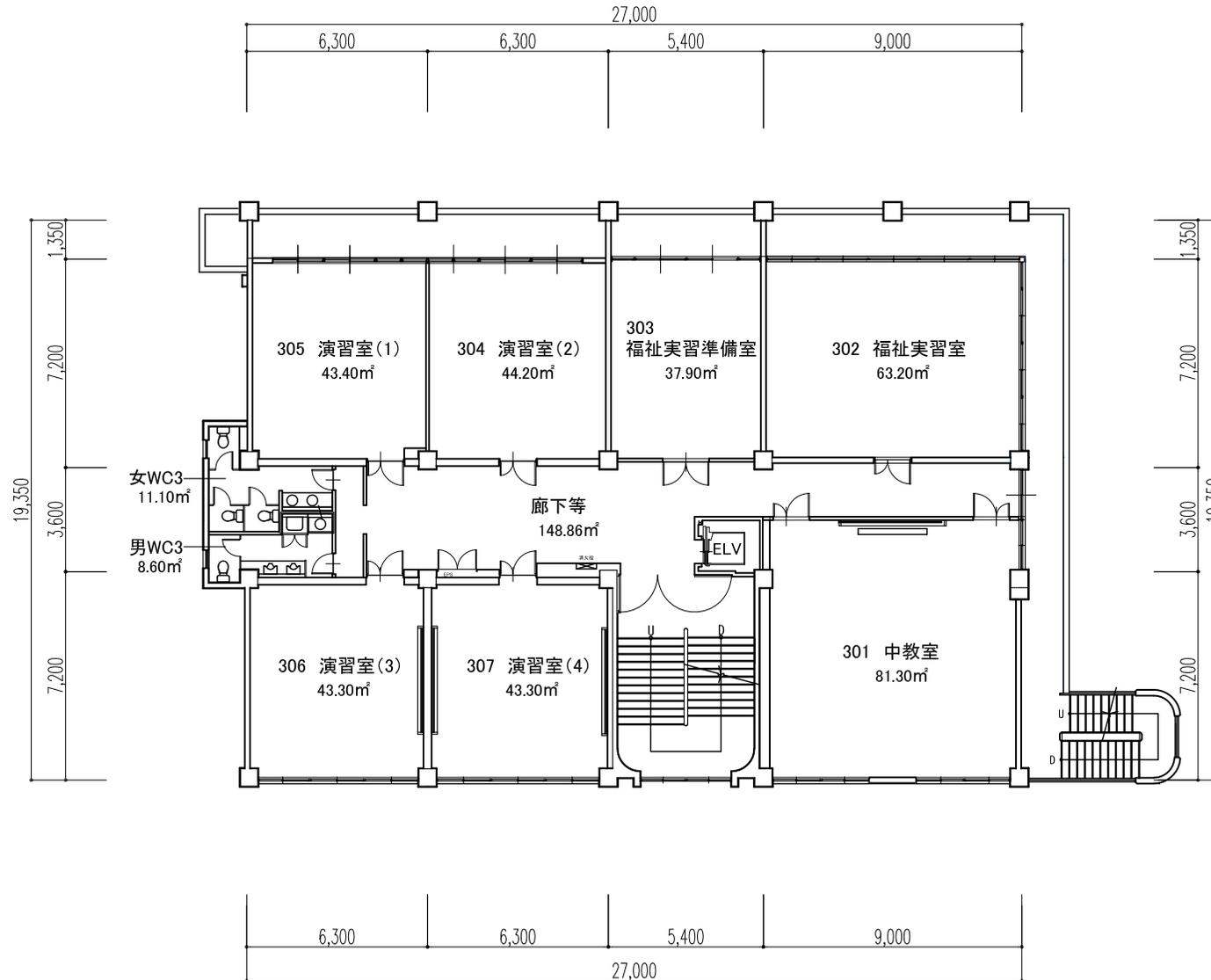
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		509.63 m ²



D棟 3階平面図

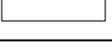
専用・共用区分

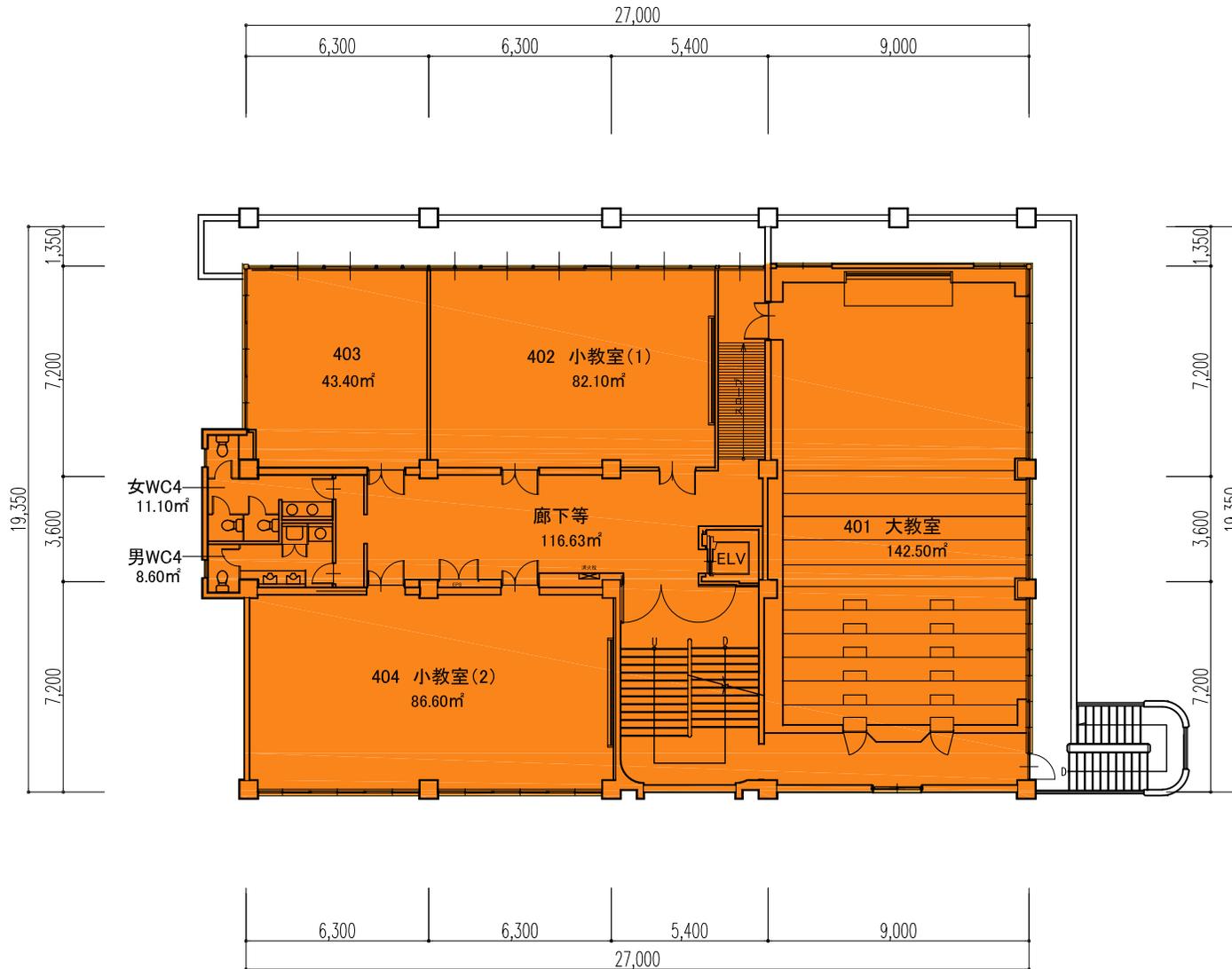
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		525.16 m ²



D棟 4階平面図

専用・共用区分

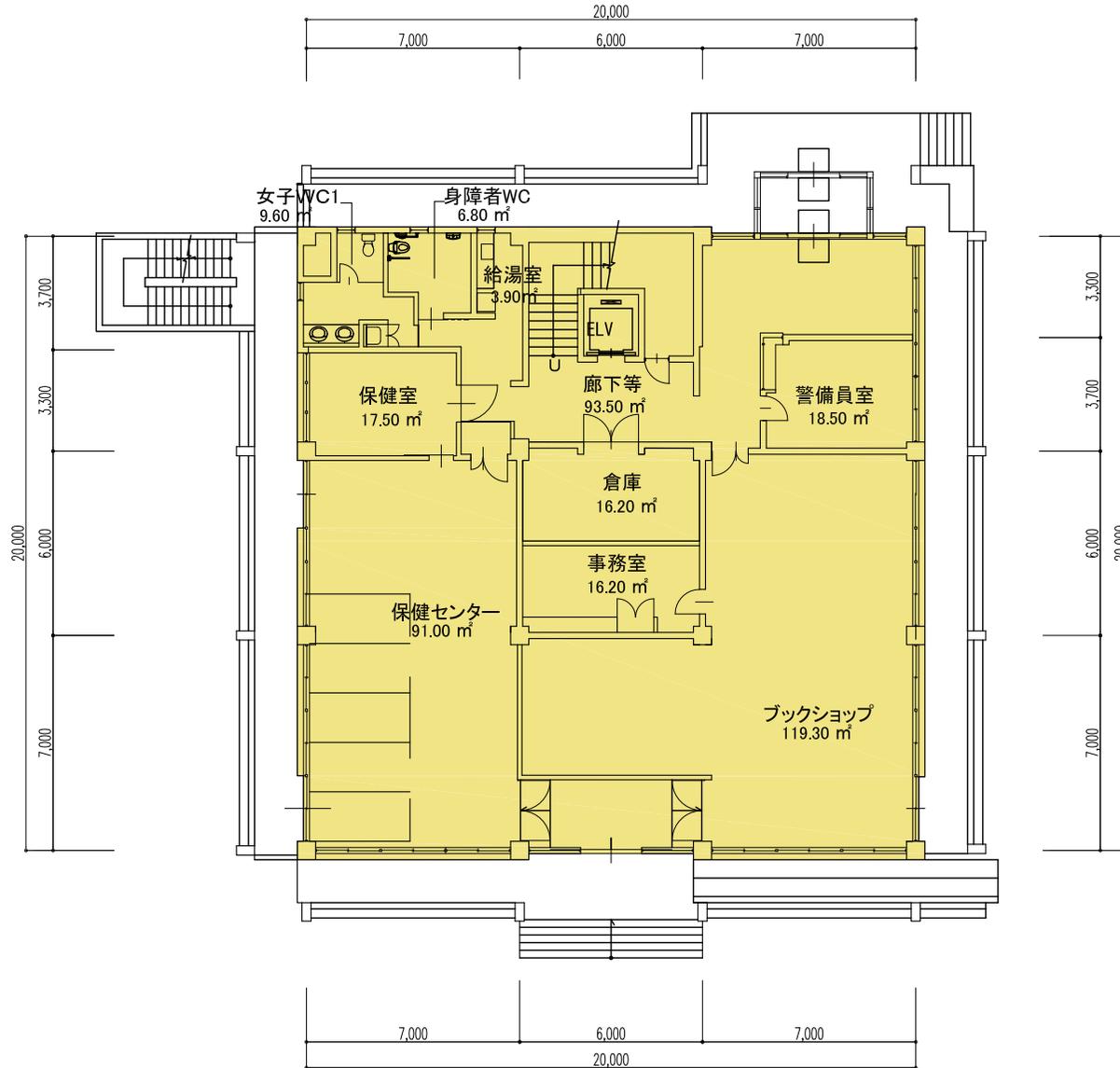
短大専用		490.93 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		0.00 m ²



E棟 1階平面図

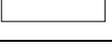
専用・共用区分

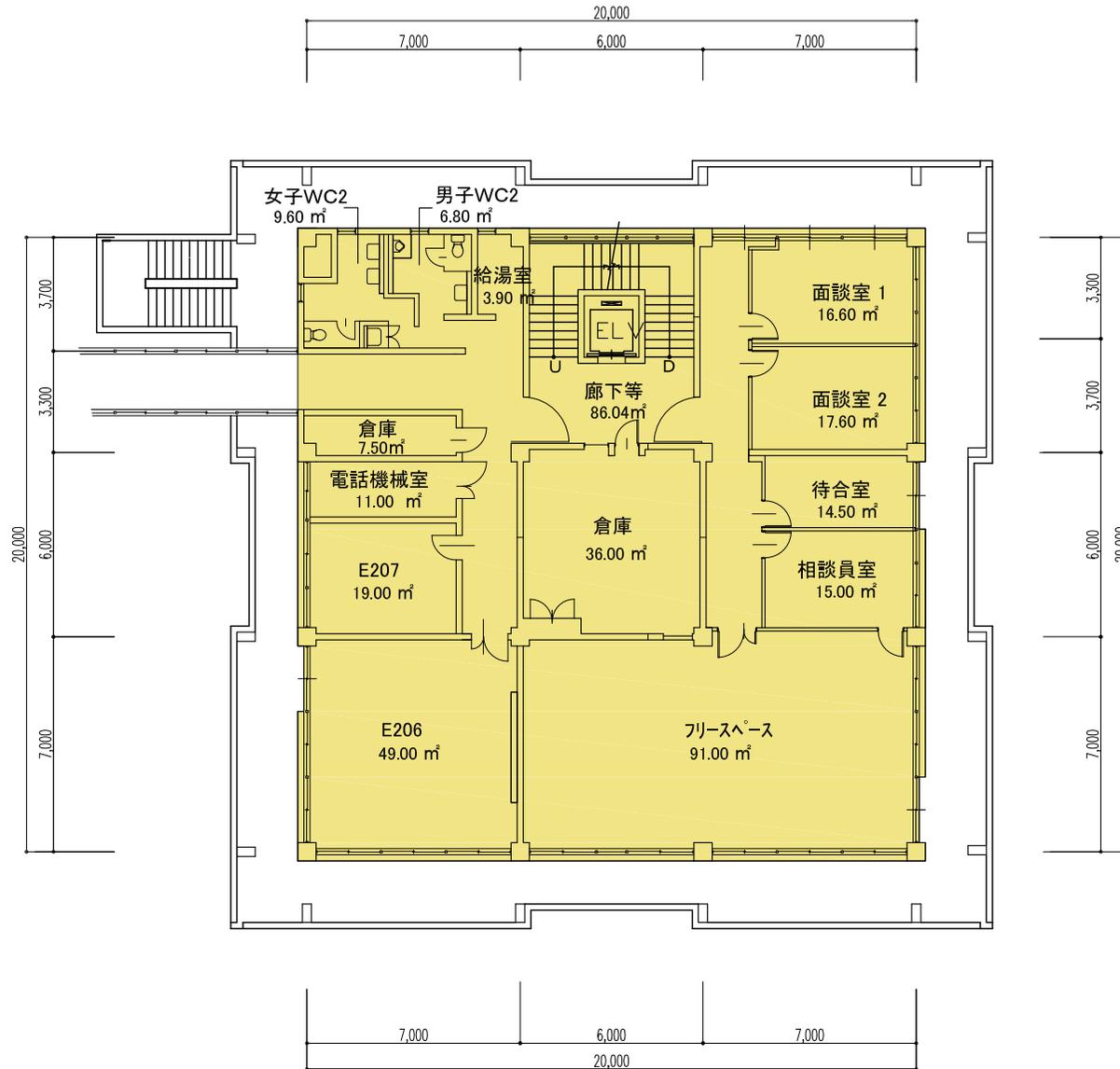
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		392.50 m ²
大学専用		0.00 m ²



E棟 2階平面図

専用・共用区分

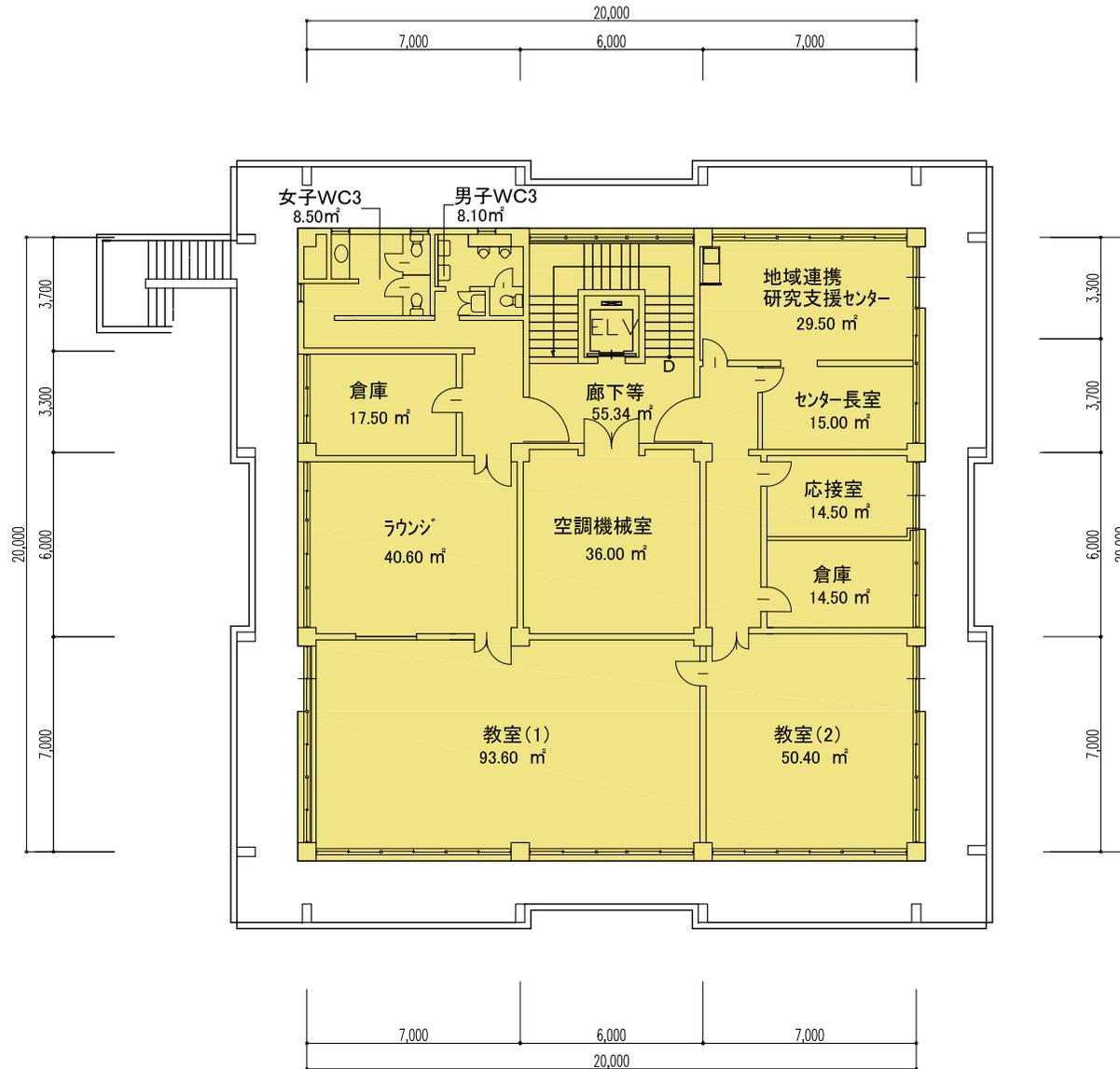
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		383.54 m ²
大学専用		0.00 m ²



E棟 3階平面図

専用・共用区分

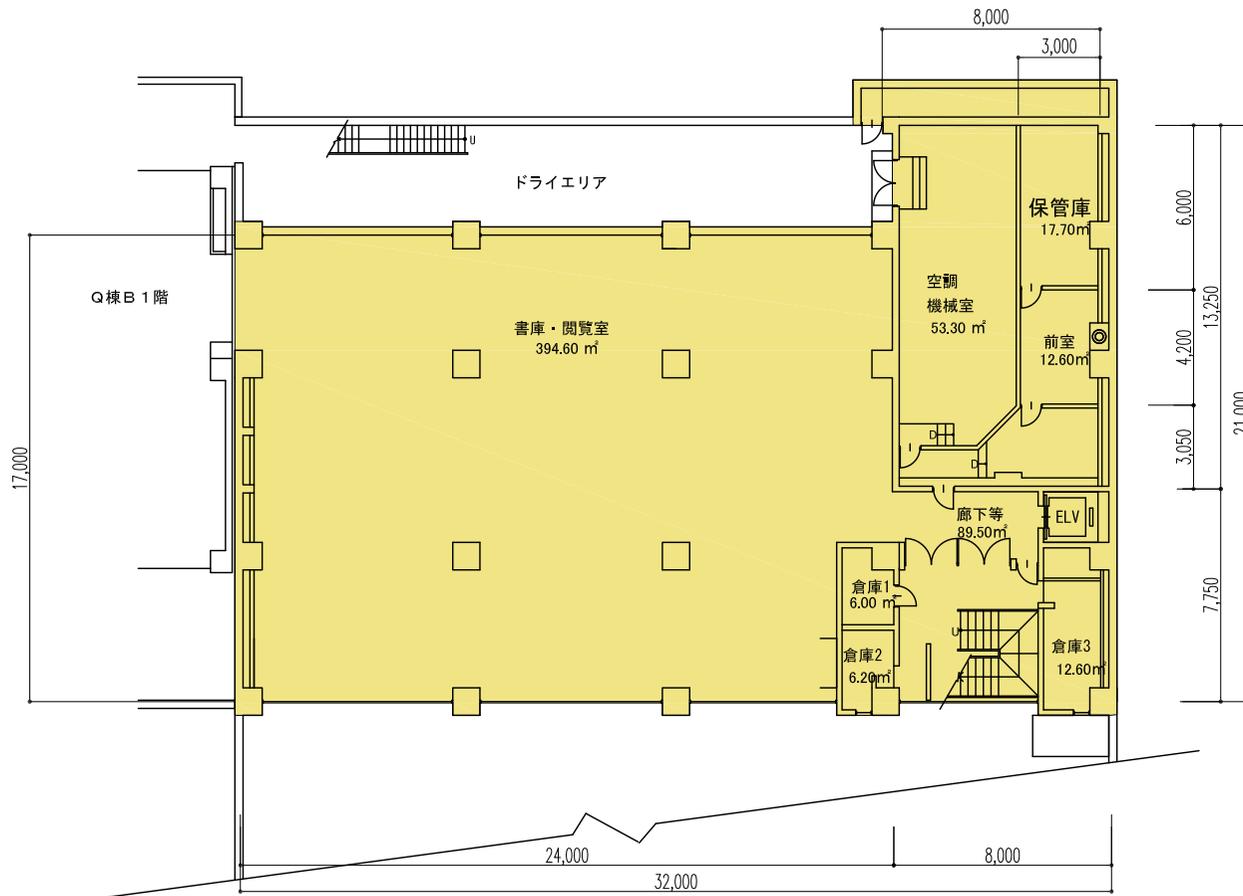
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		383.54 m ²
大学専用		0.00 m ²



F棟 B1階平面図

専用・共用区分

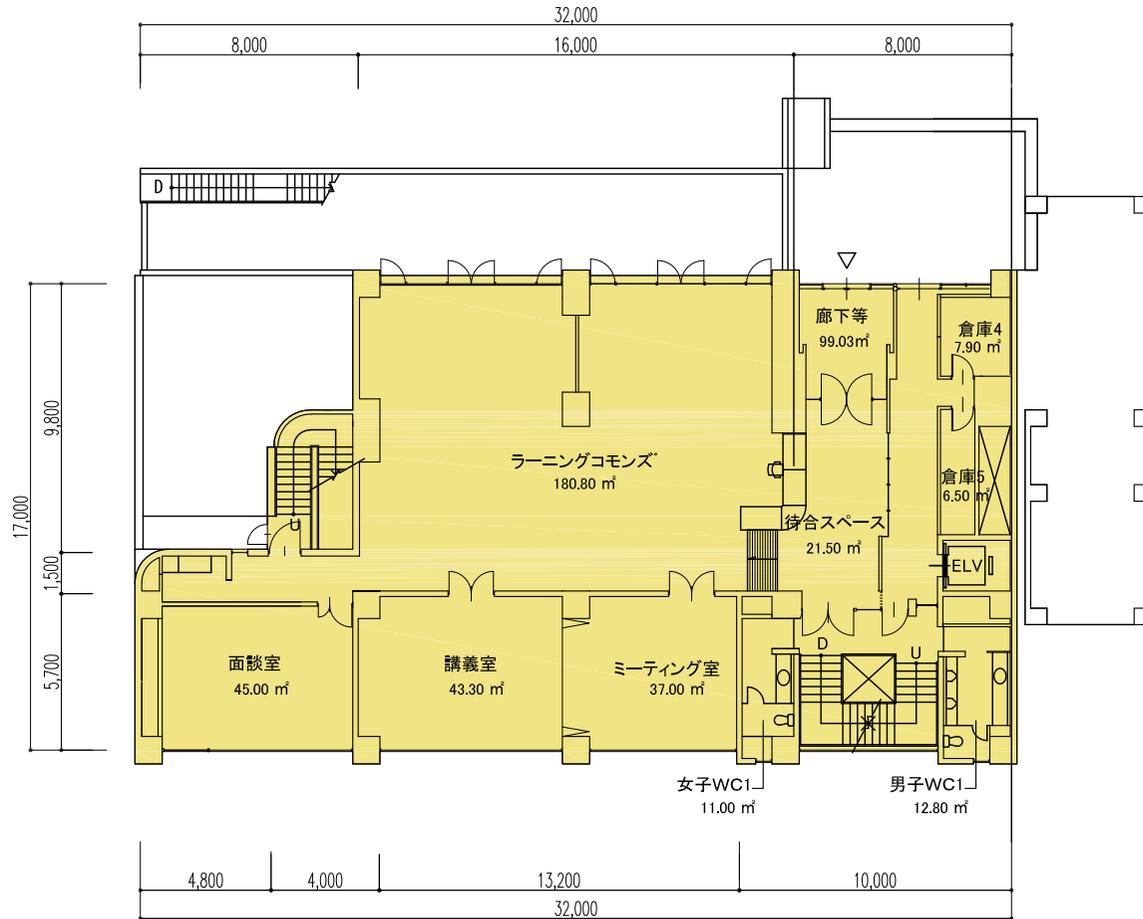
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		592.50 m ²
大学専用		0.00 m ²



F棟 1階平面図

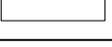
専用・共用区分

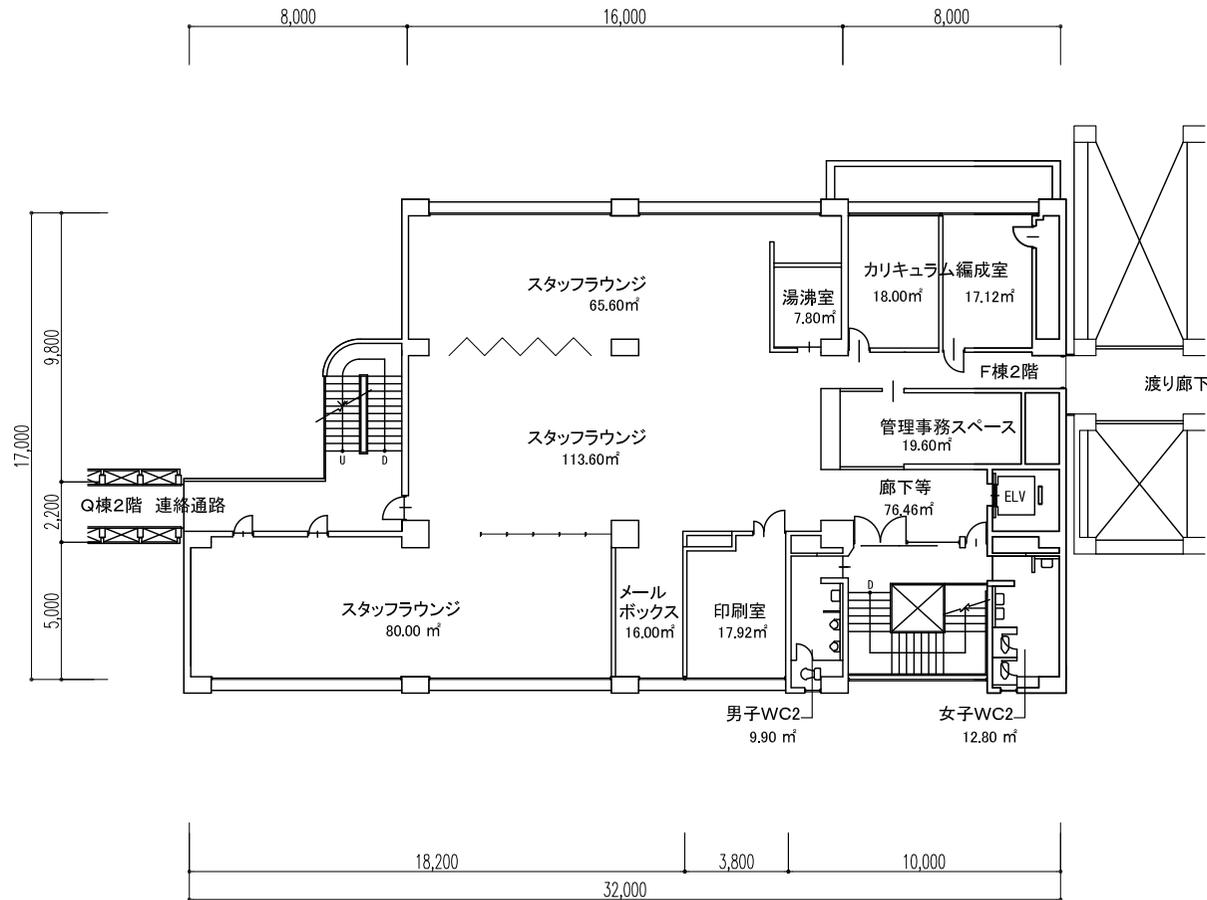
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		464.83 m ²
大学専用		0.00 m ²



F棟 2階平面図

専用・共用区分

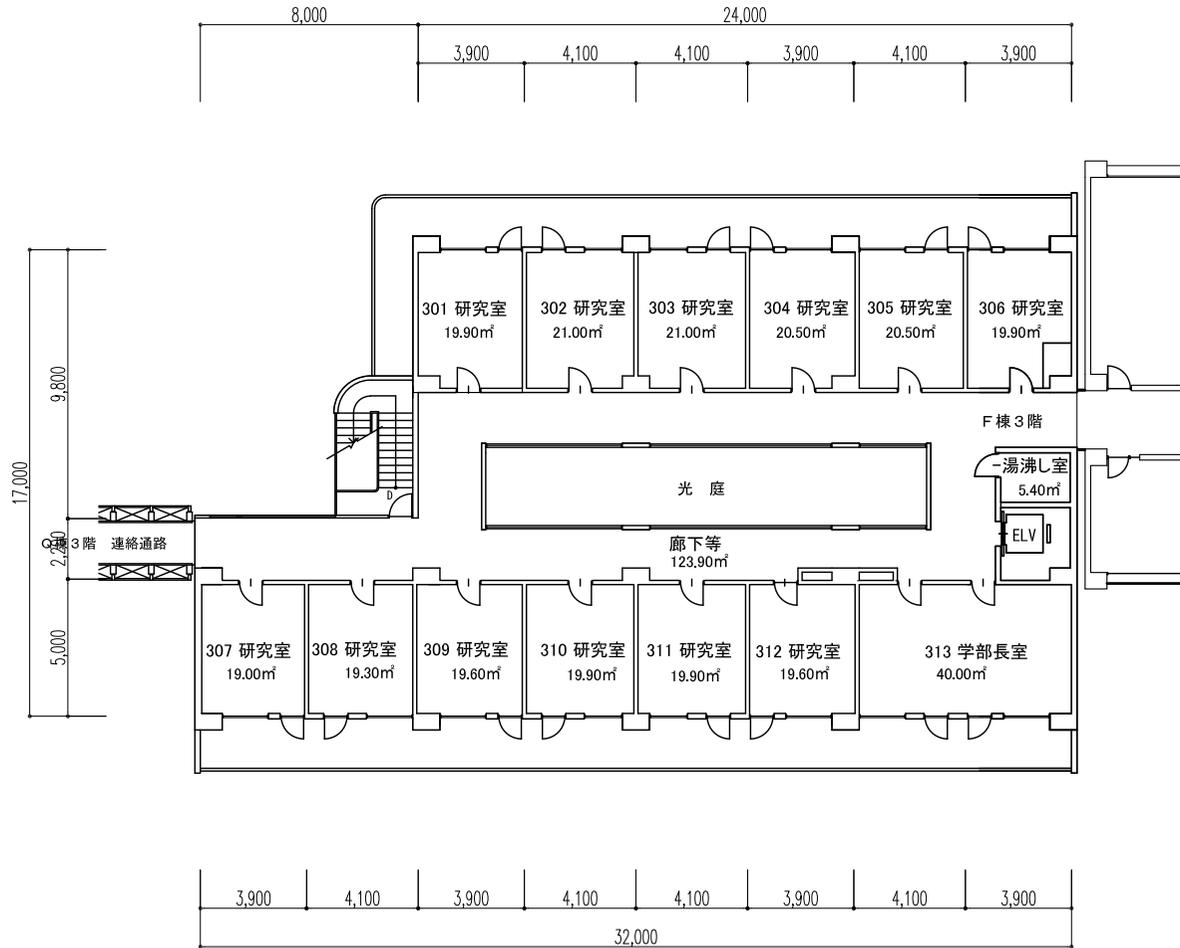
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		454.80 m ²



F棟 3階平面図

専用・共用区分

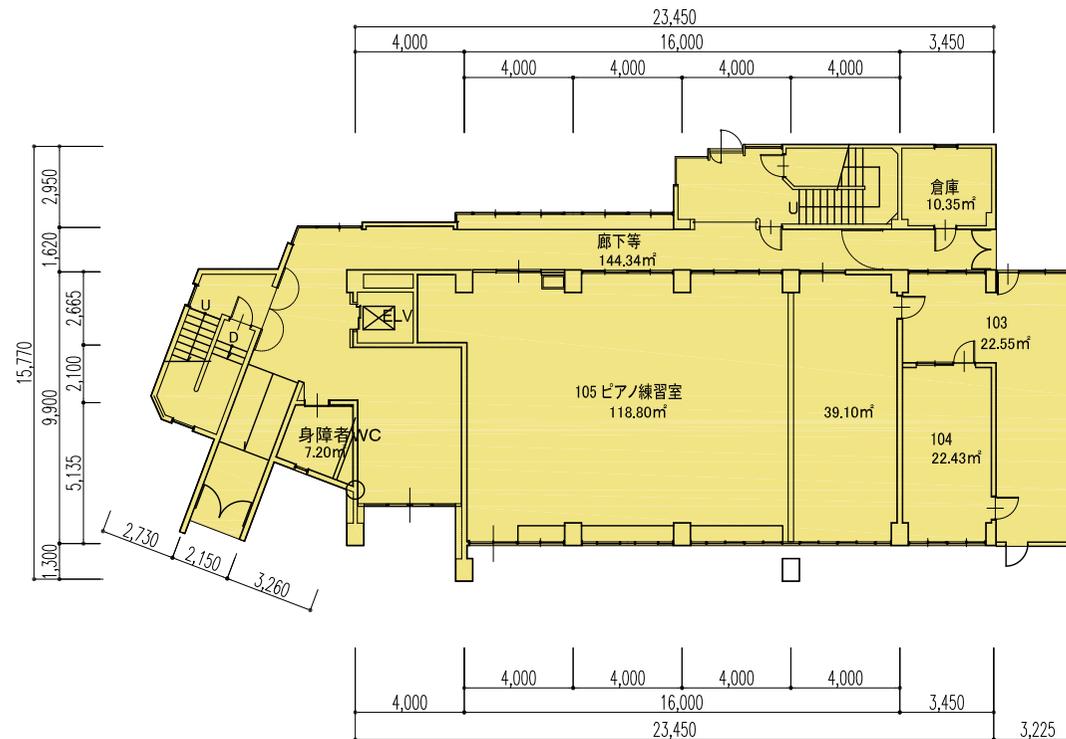
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		409.40 m ²



J棟 1階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		364.77 m ²
大学専用		0.00 m ²

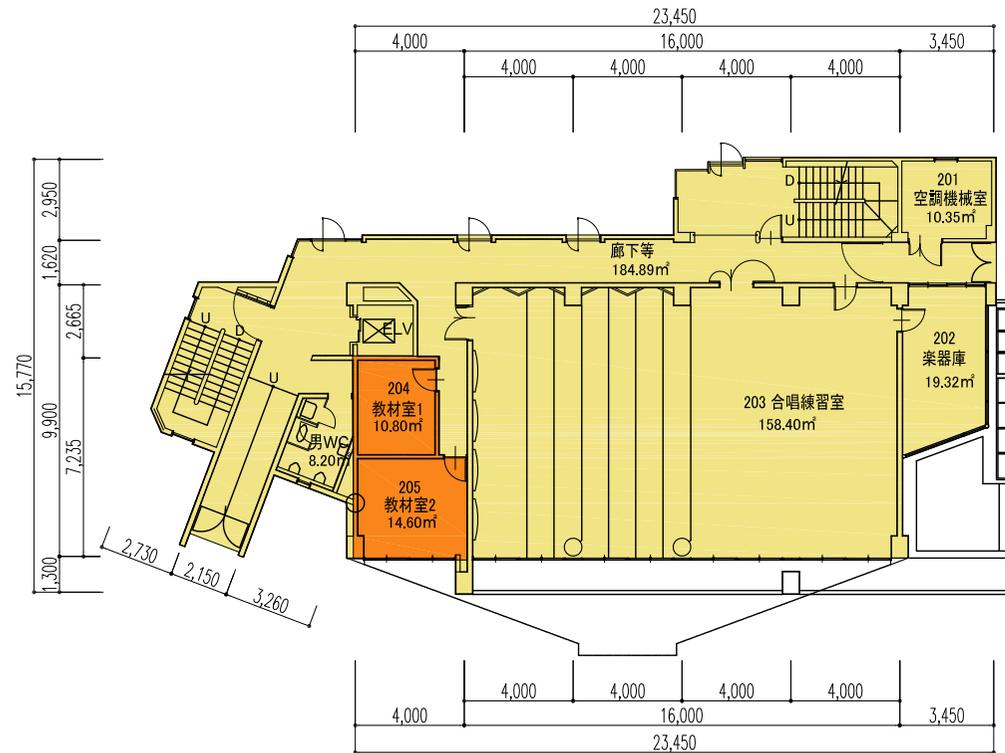


J棟

J棟 2階平面図

専用・共用区分

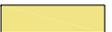
短大専用		25.40 m ²
大学と共用		381.16 m ²
大学専用		0.00 m ²

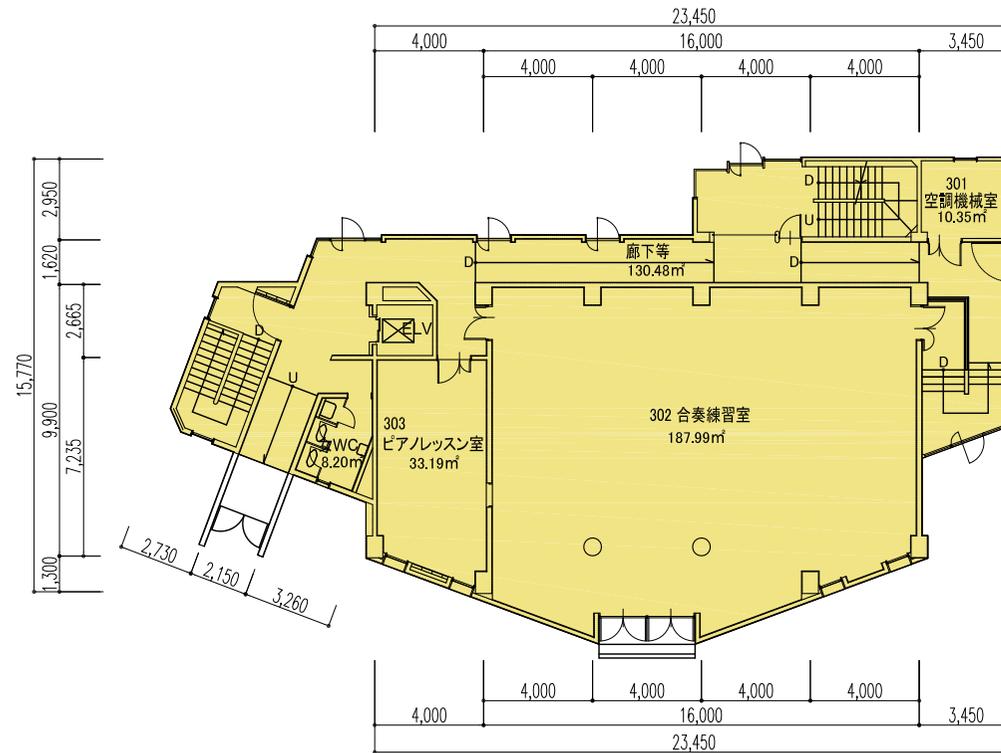


J棟

J棟 3階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		370.21 m ²
大学専用		0.00 m ²

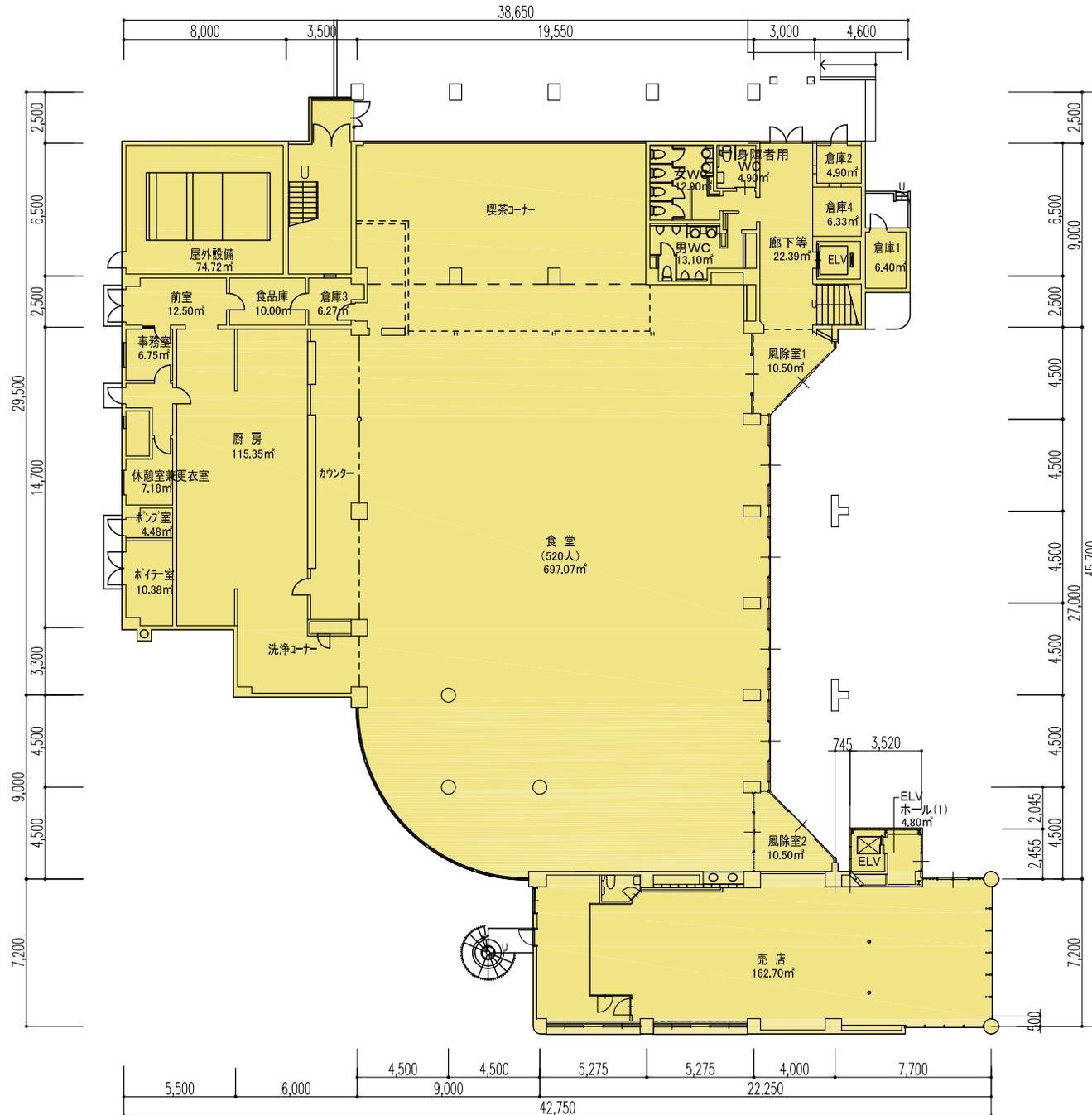


J棟

L棟 1階平面図

専用・共用区分

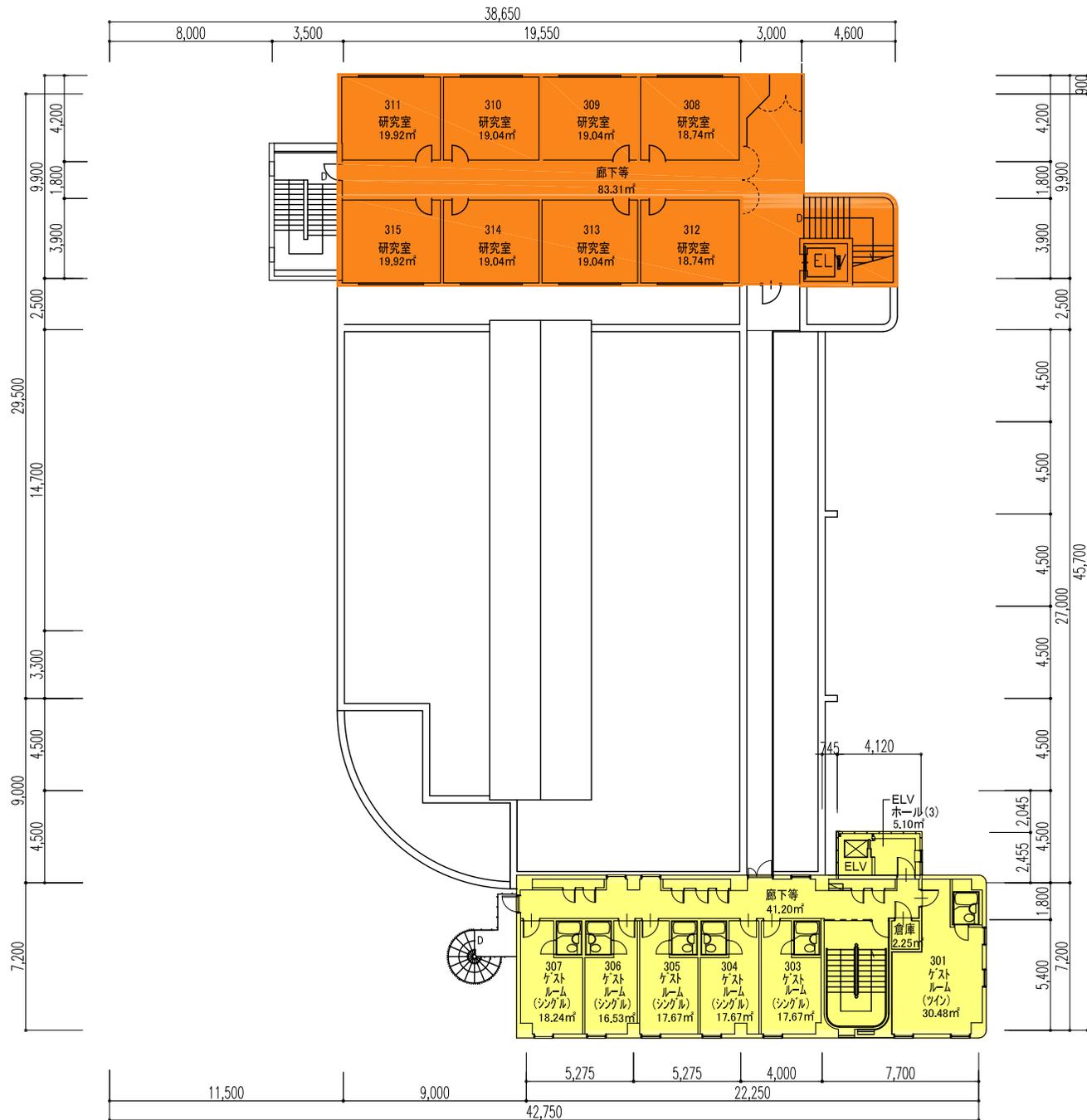
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		1,204.12 m ²
大学専用		0.00 m ²



L棟 3階平面図

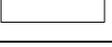
専用・共用区分

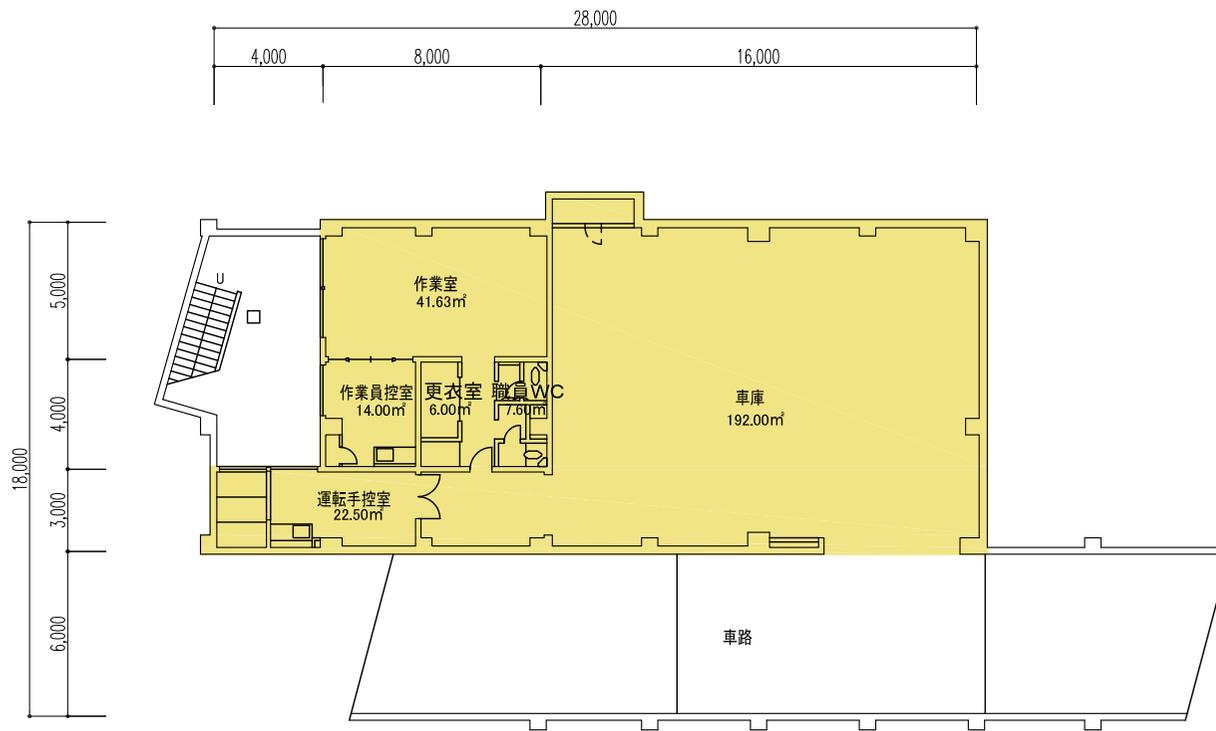
短大専用		236.79 m ²
大学と共用		166.81 m ²
大学専用		0.00 m ²



N棟 B1階平面図

専用・共用区分

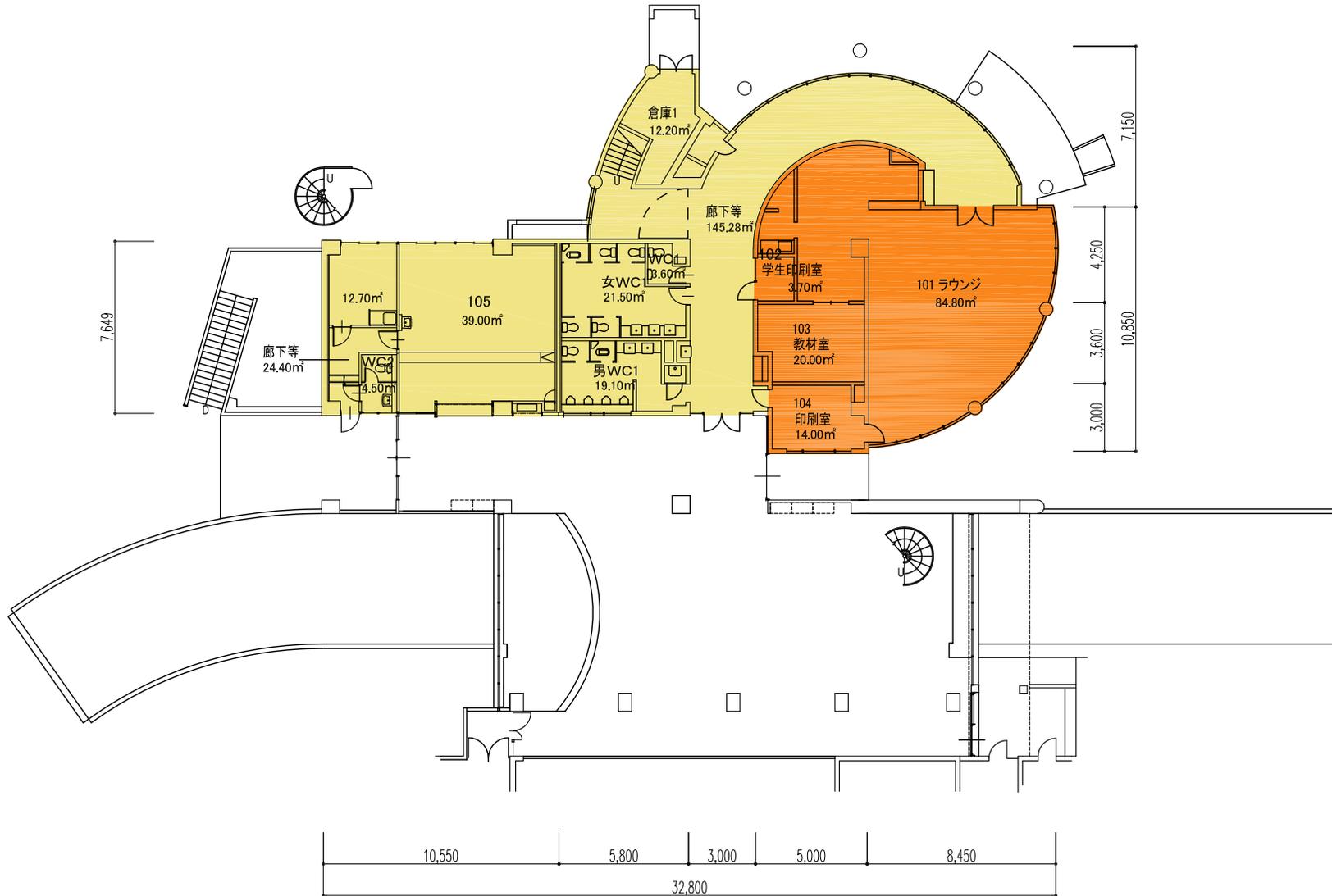
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		283.73 m ²
大学専用		0.00 m ²



N棟 1階平面図

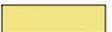
専用・共用区分

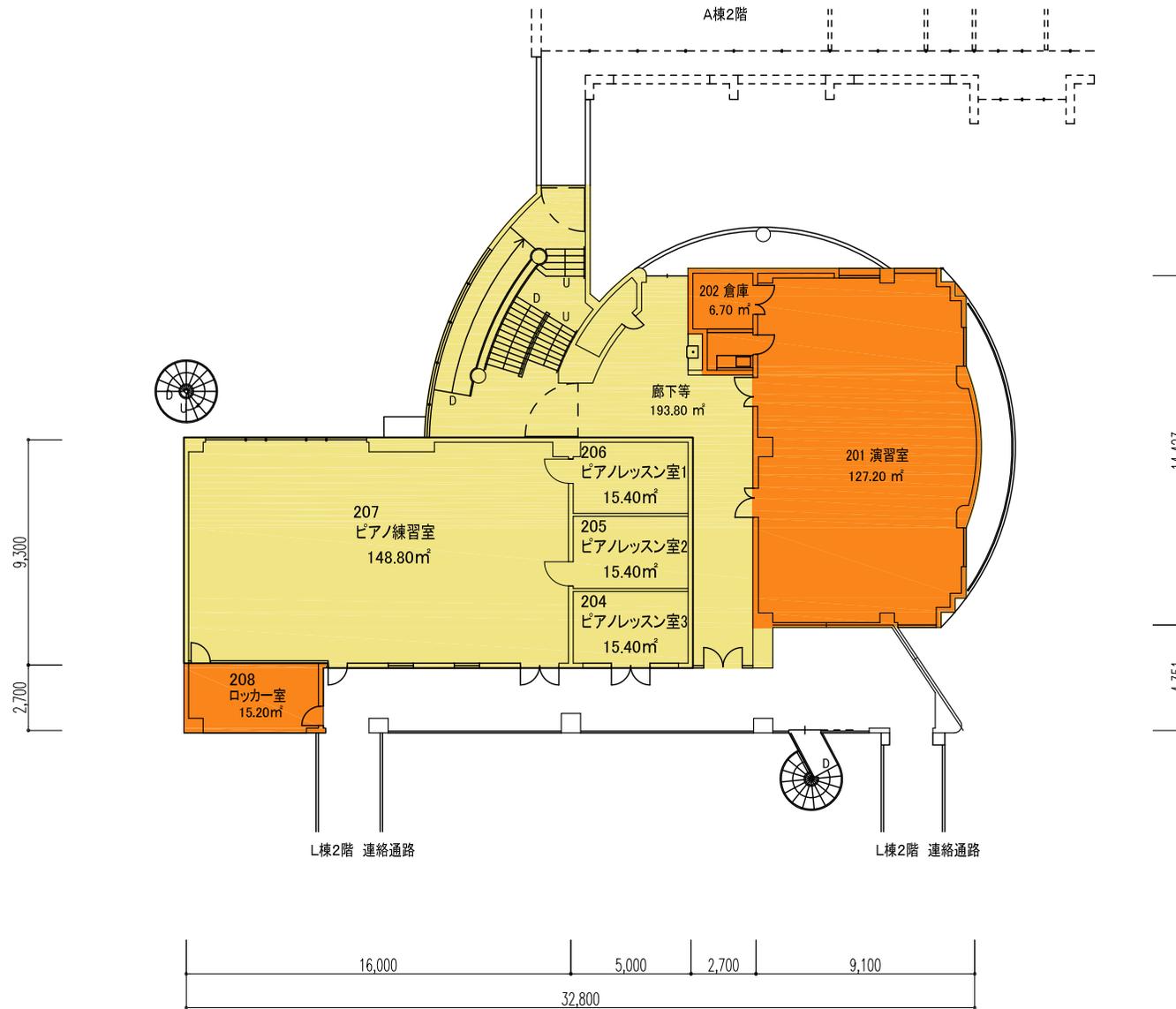
短大専用		122.50 m ²
大学と共用		282.28 m ²
大学専用		0.00 m ²



N棟 2階平面図

専用・共用区分

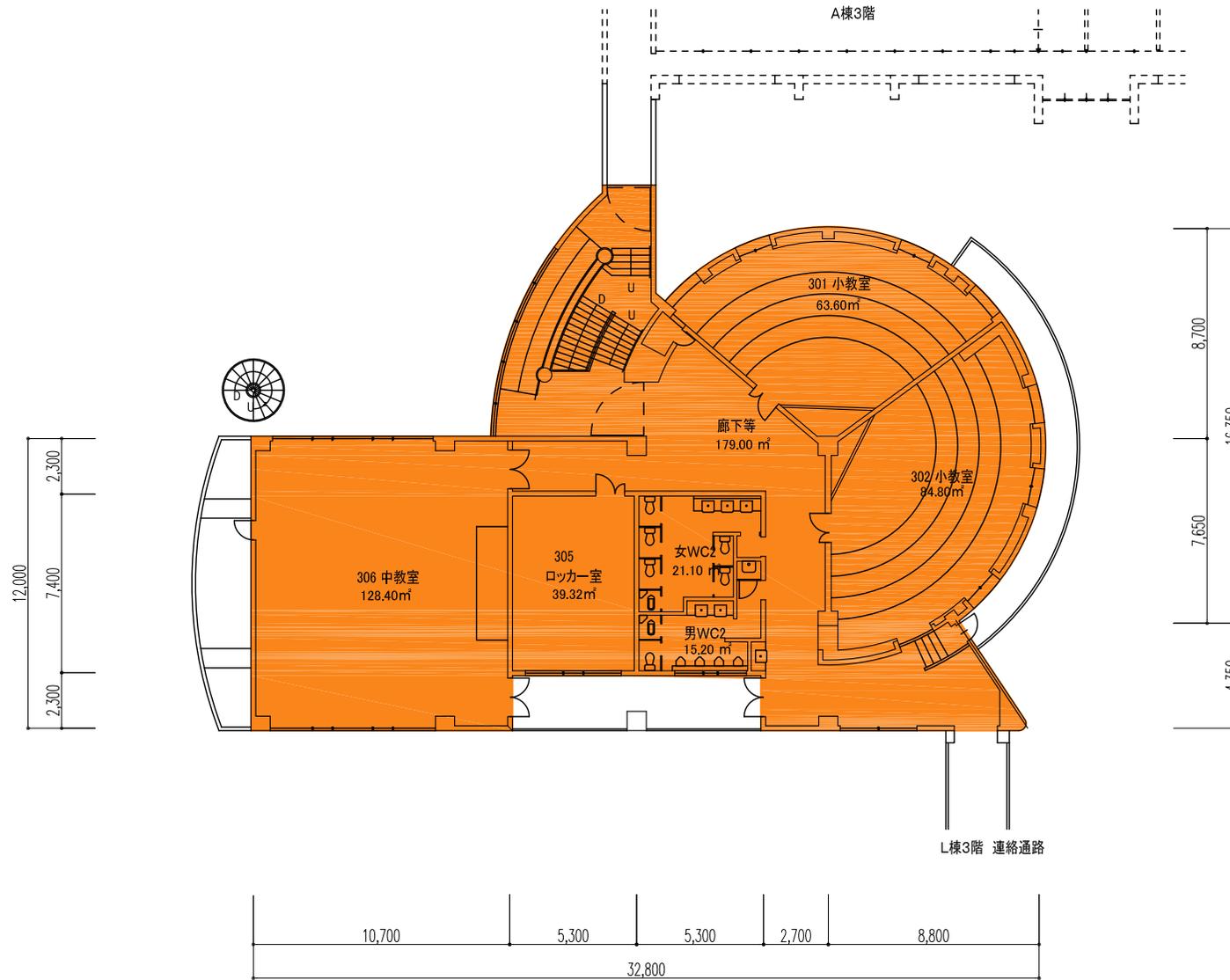
短大専用		149.10 m ²
大学と共用		388.80 m ²
大学専用		0.00 m ²



N棟 3階平面図

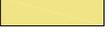
専用・共用区分

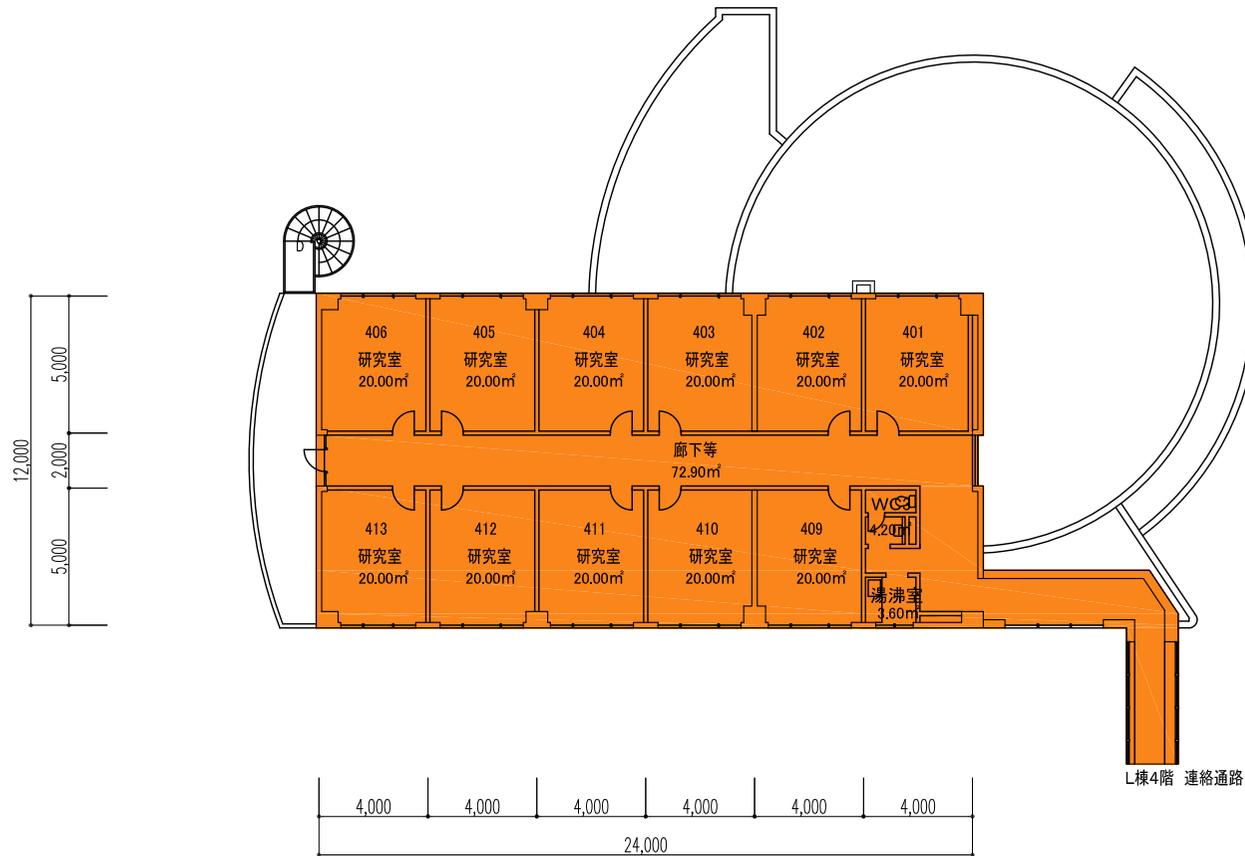
短大専用		531.42 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		0.00 m ²



N棟 4階平面図

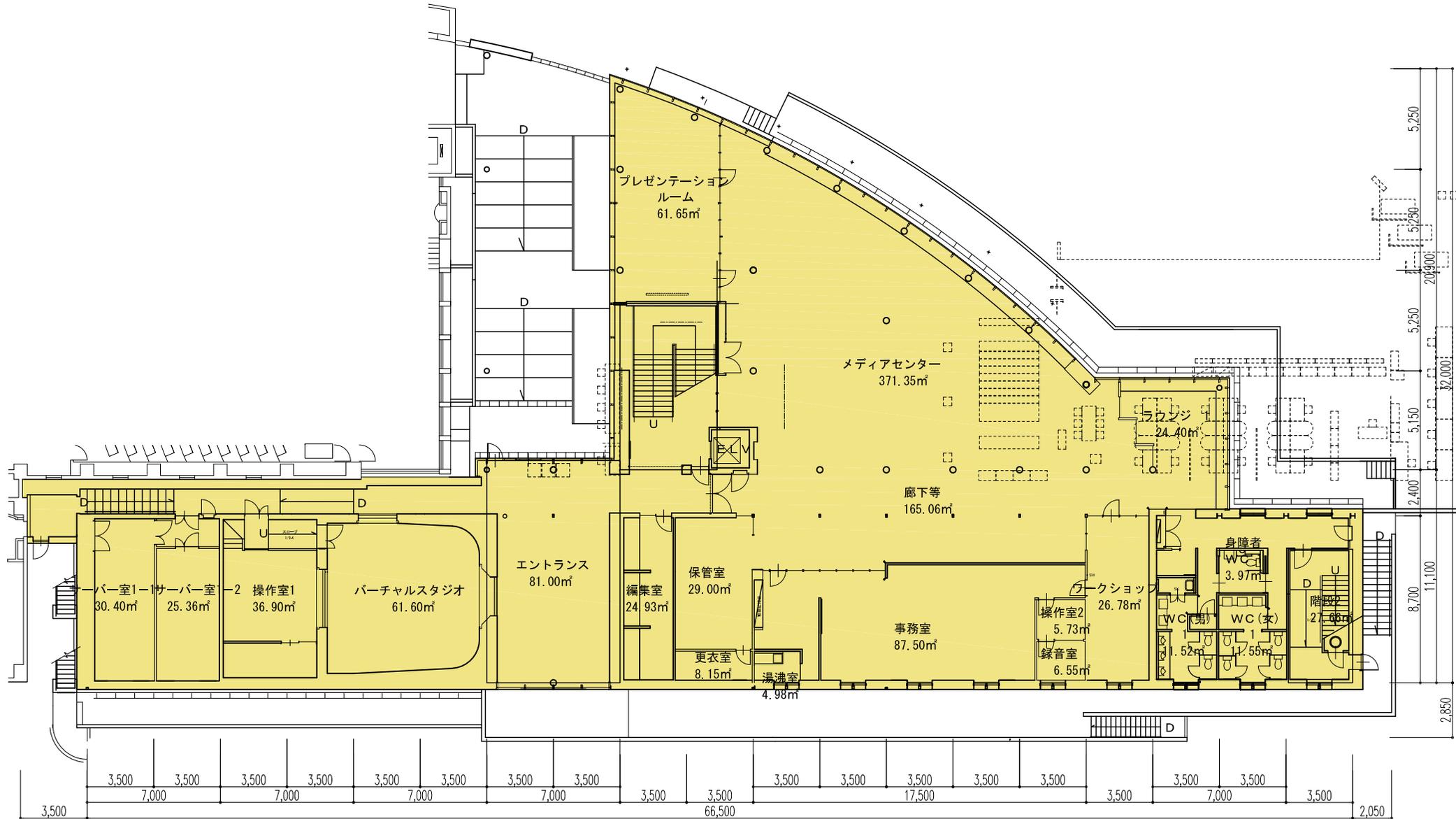
専用・共用区分

短大専用		300.70 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		0.00 m ²



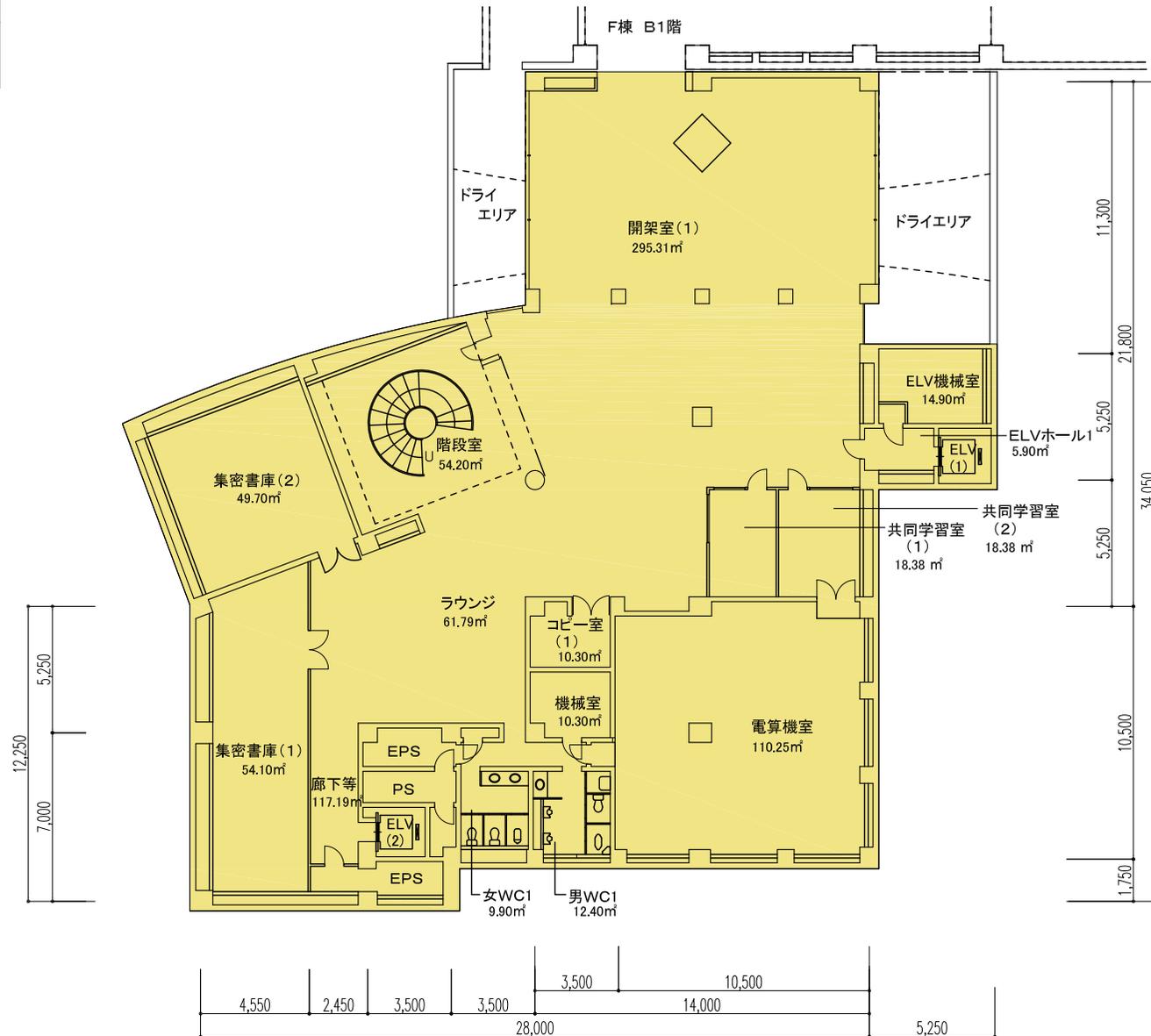
専用・共用区分

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		1,106.04 m ²
大学専用		0.00 m ²



専用・共用区分

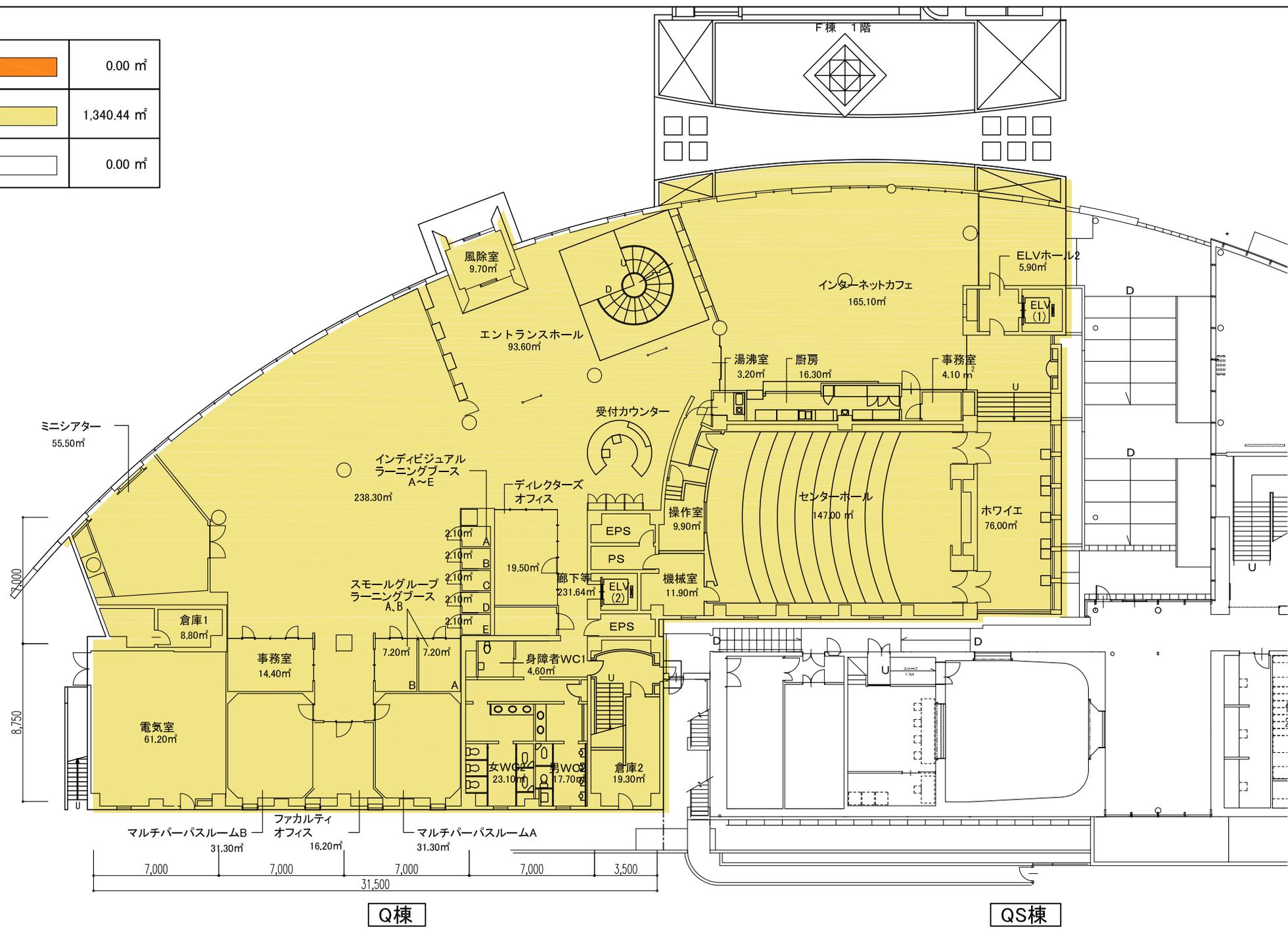
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		843.00 m ²
大学専用		0.00 m ²



Q棟 1階平面図

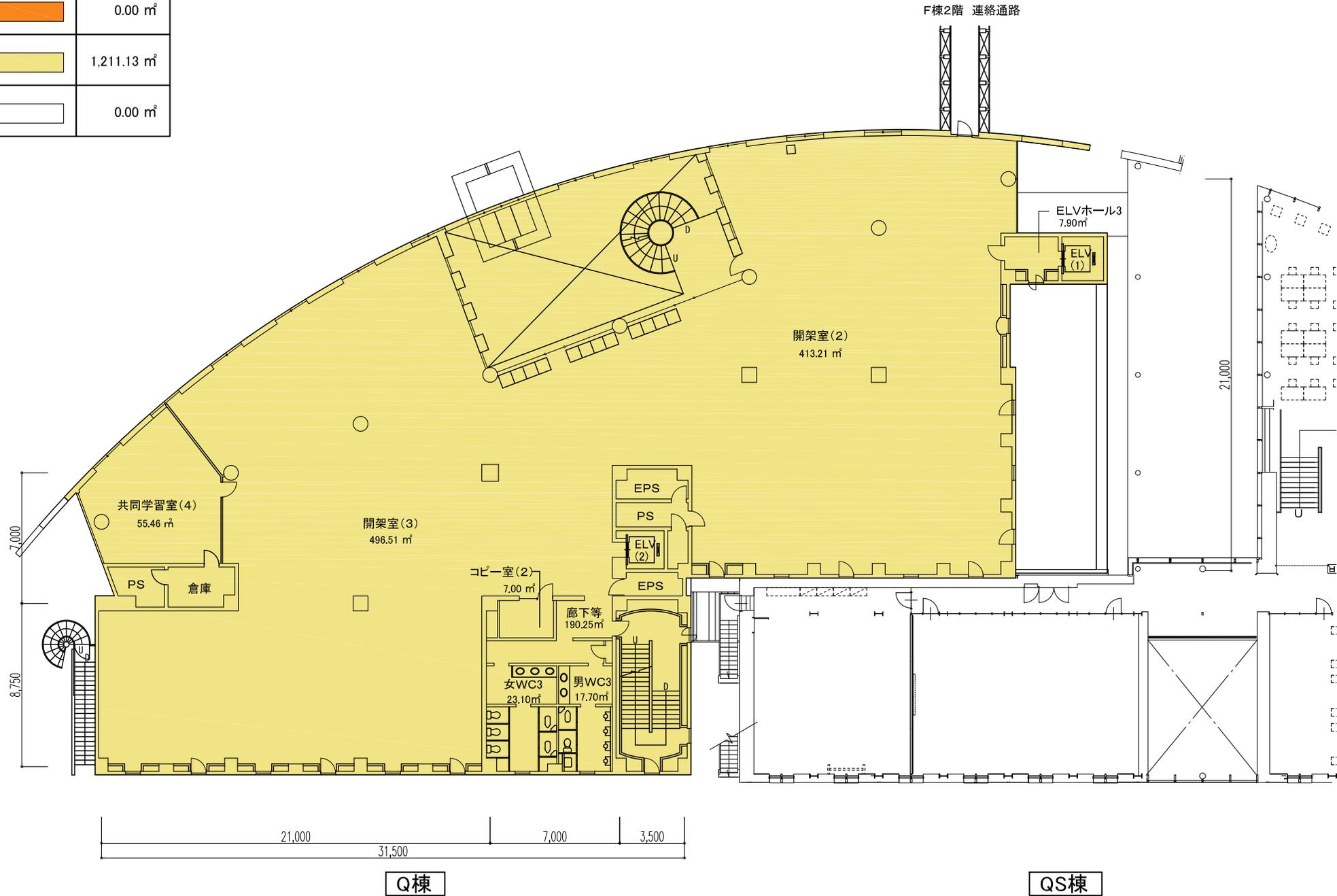
専用・共用区分

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		1,340.44 m ²
大学専用		0.00 m ²



専用・共用区分

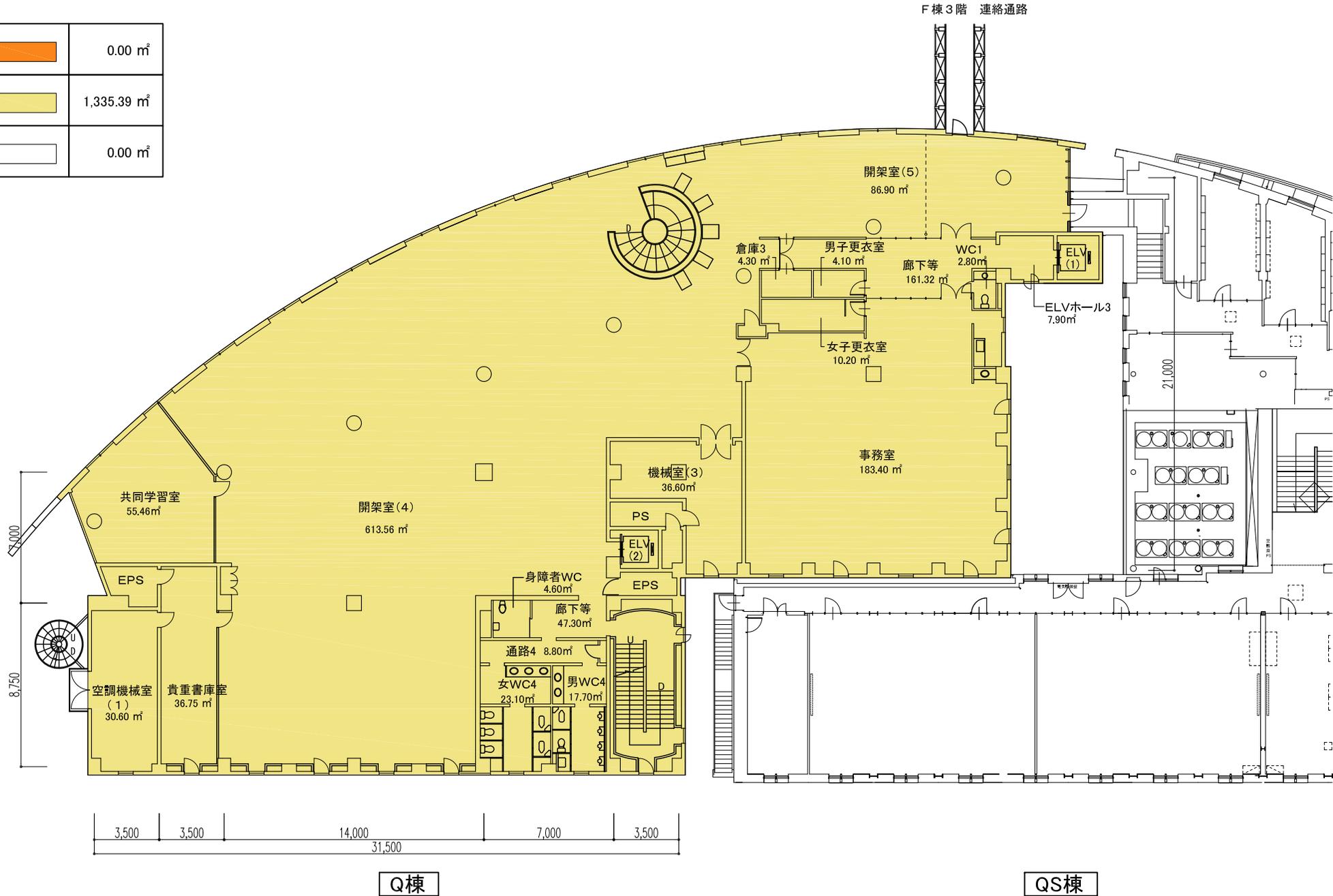
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		1,211.13 m ²
大学専用		0.00 m ²



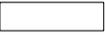
Q棟 3階平面図

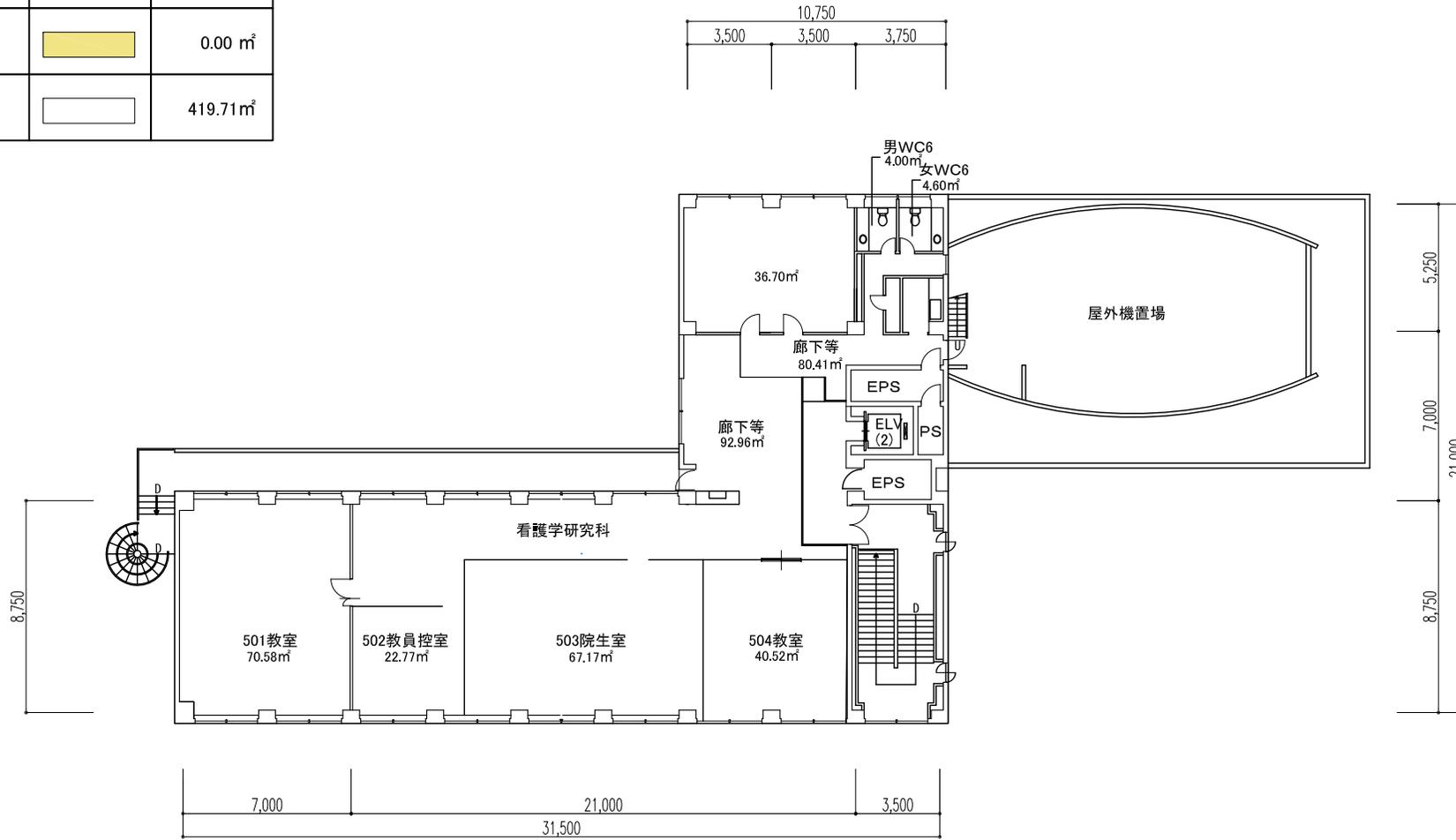
専用・共用区分

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		1,335.39 m ²
大学専用		0.00 m ²



専用・共用区分

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		419.71 m ²



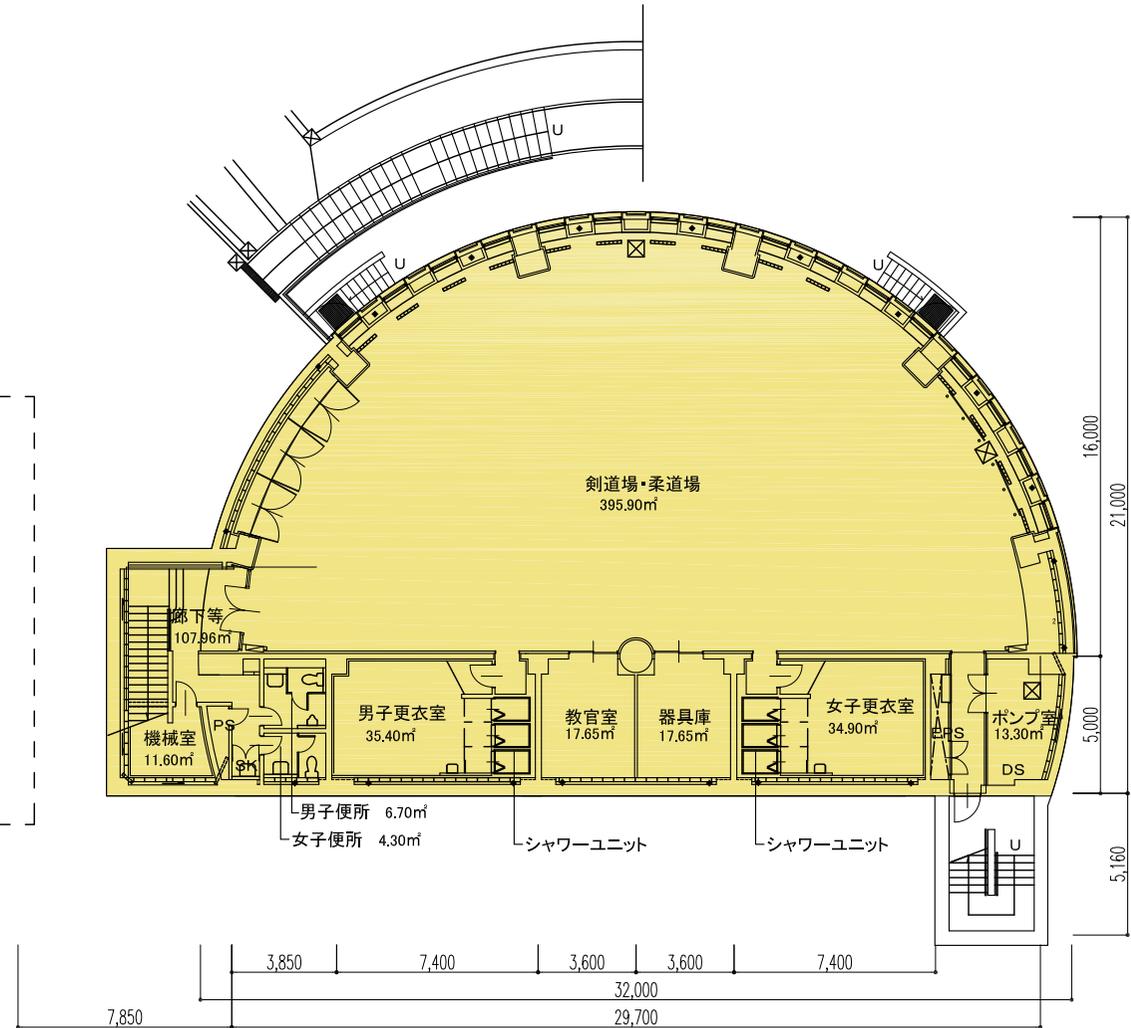
ST棟 B2階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		0.00 m ²

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		645.36 m ²
大学専用		0.00 m ²



S棟

T棟

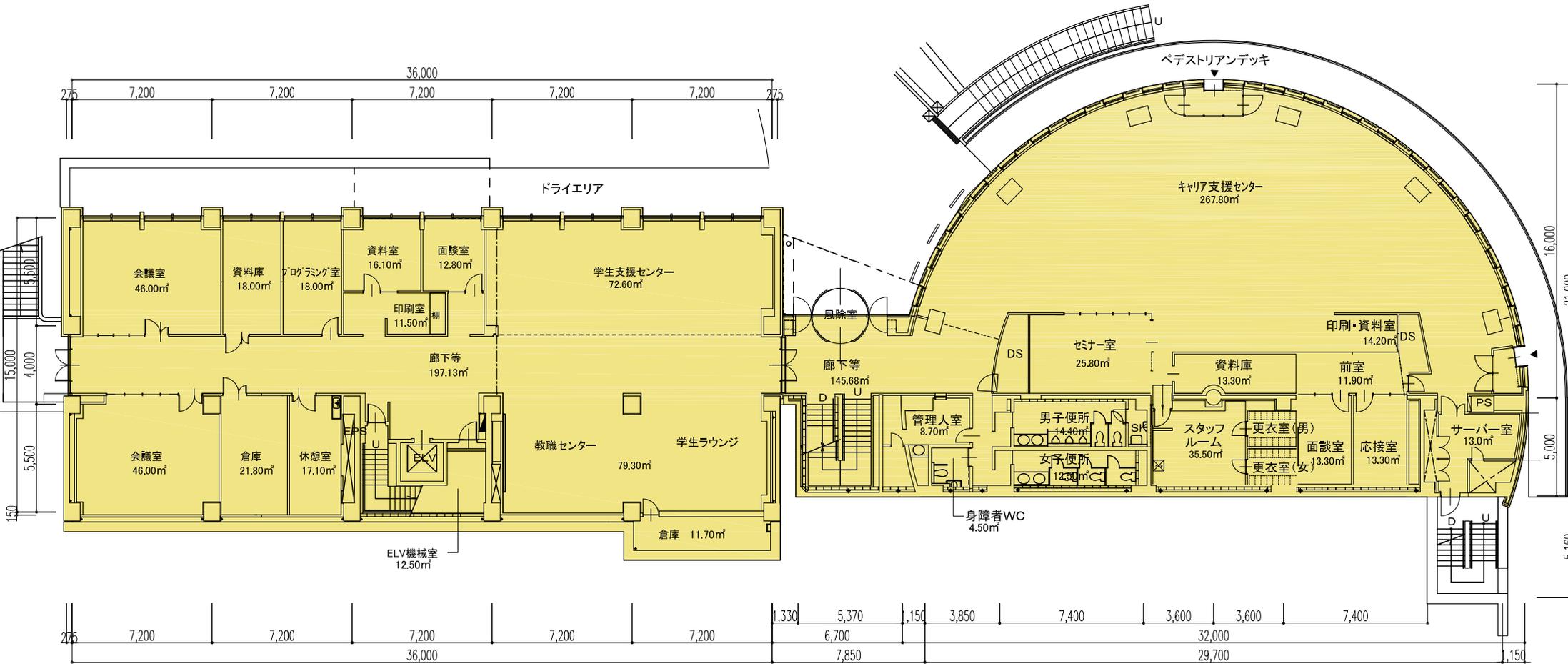
ST棟 B1階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		580.53 m ²
大学専用		0.00 m ²

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		593.88 m ²
大学専用		0.00 m ²



S棟

T棟

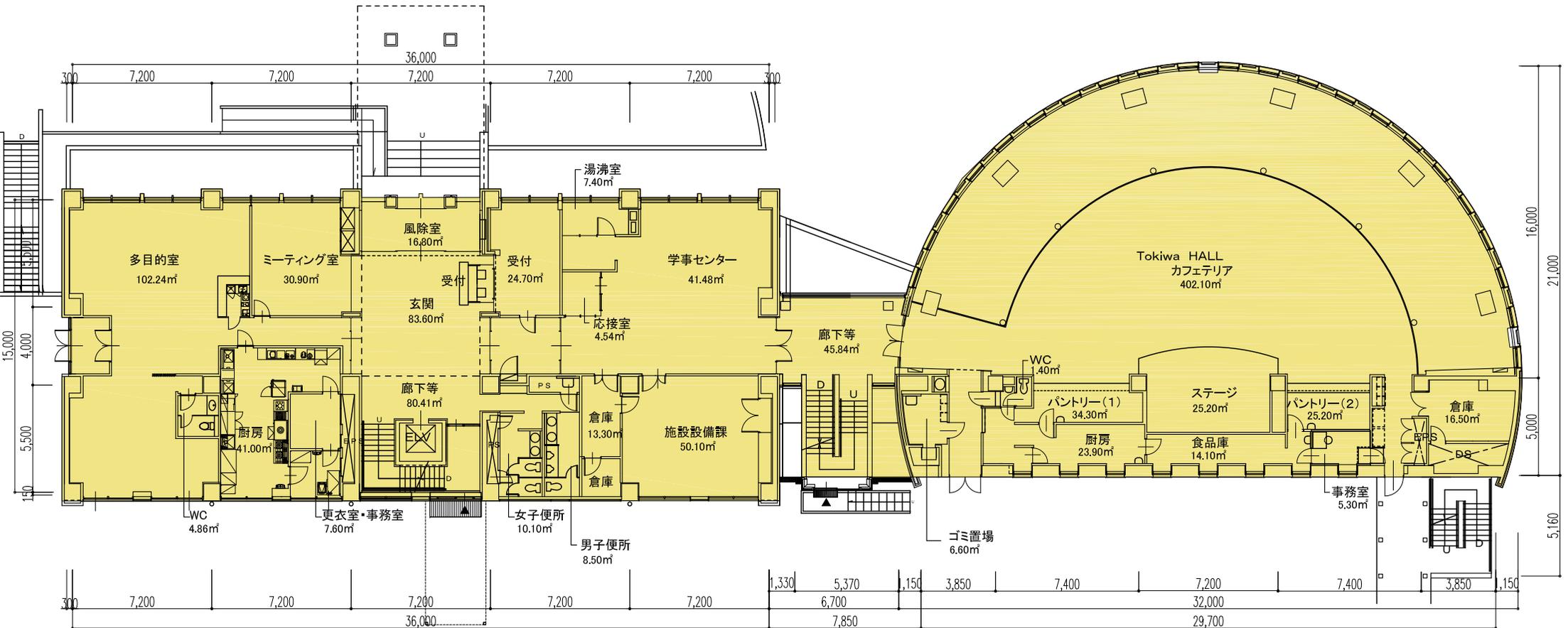
ST棟 1階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		527.53 m ²
大学専用		0.00 m ²

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		600.44 m ²
大学専用		0.00 m ²



S棟

T棟

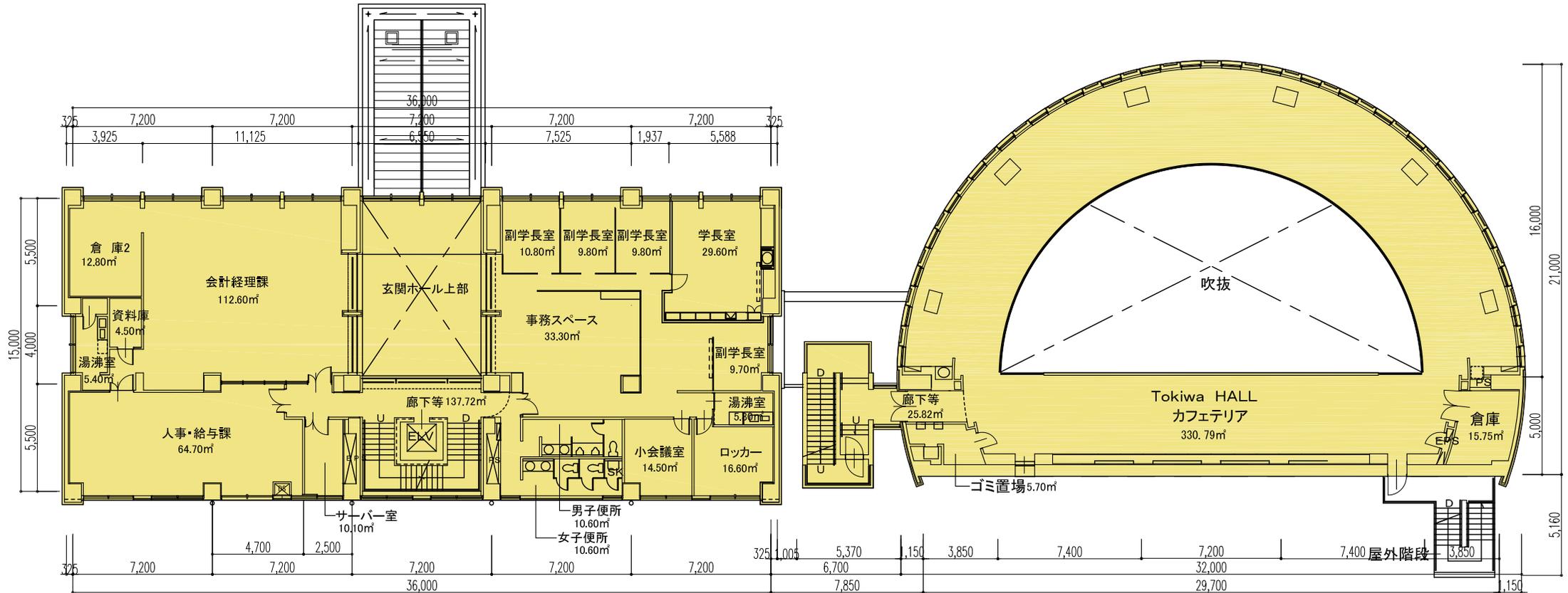
ST棟 2階平面図

専用・共用区分(S棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		508.92 m ²
大学専用		0.00 m ²

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		378.06 m ²
大学専用		0.00 m ²



S棟

T棟

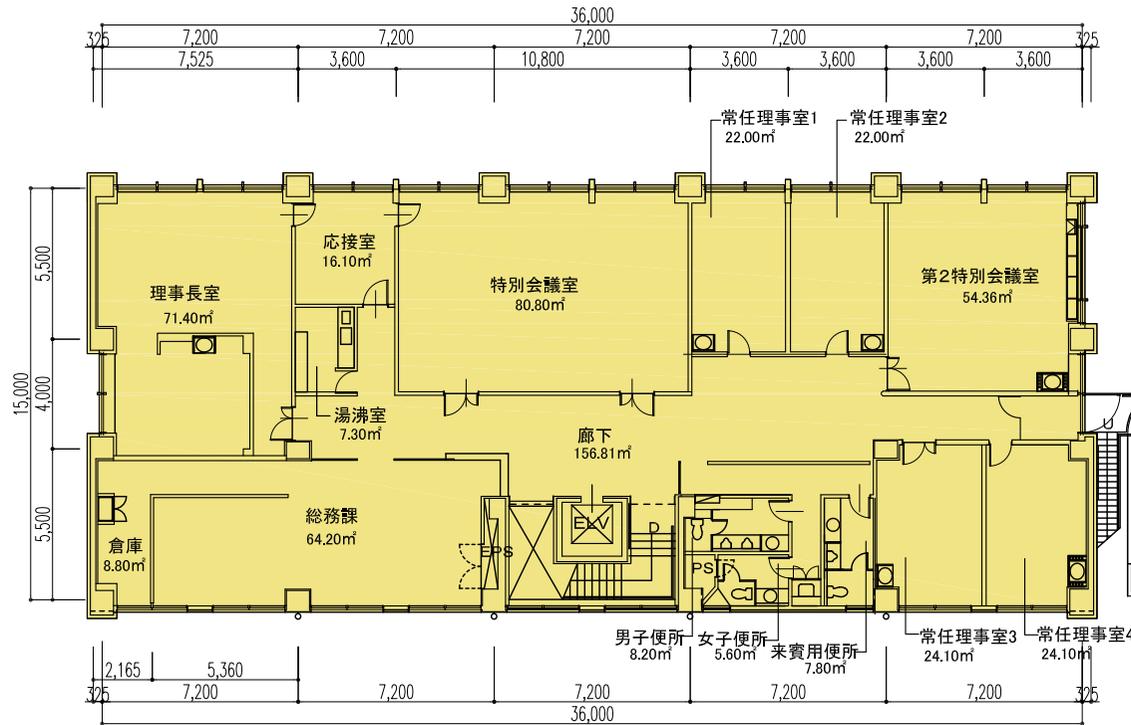
ST棟 3階平面図

専用・共用区分(S棟)

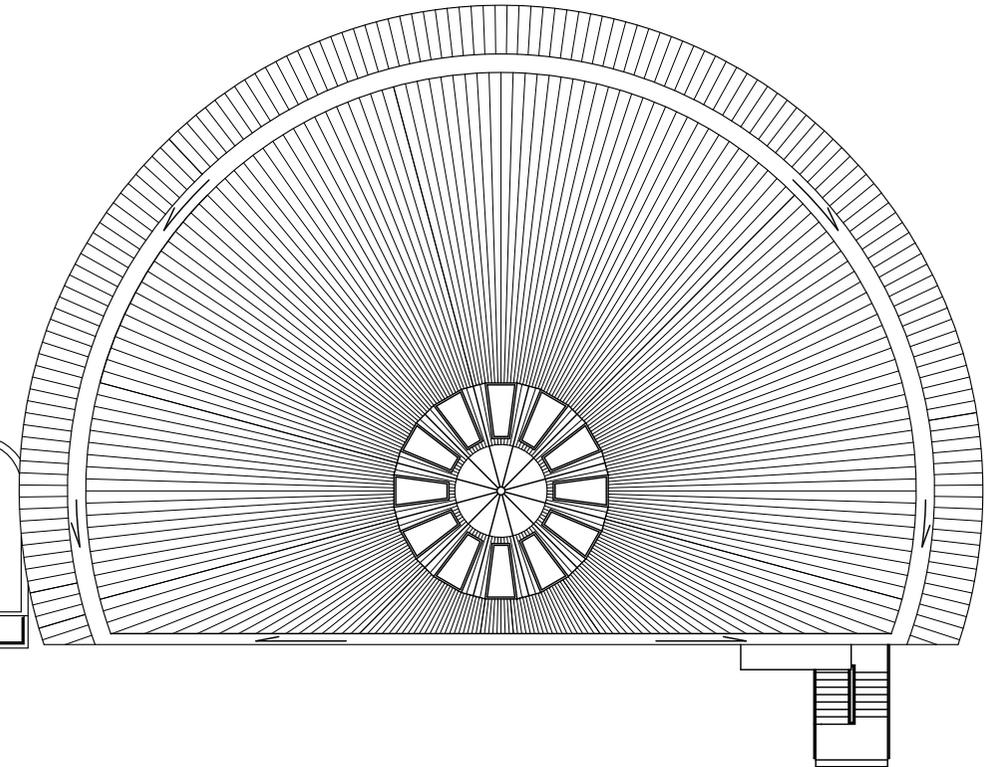
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		573.57 m ²
大学専用		0.00 m ²

専用・共用区分(T棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		0.00 m ²



S棟

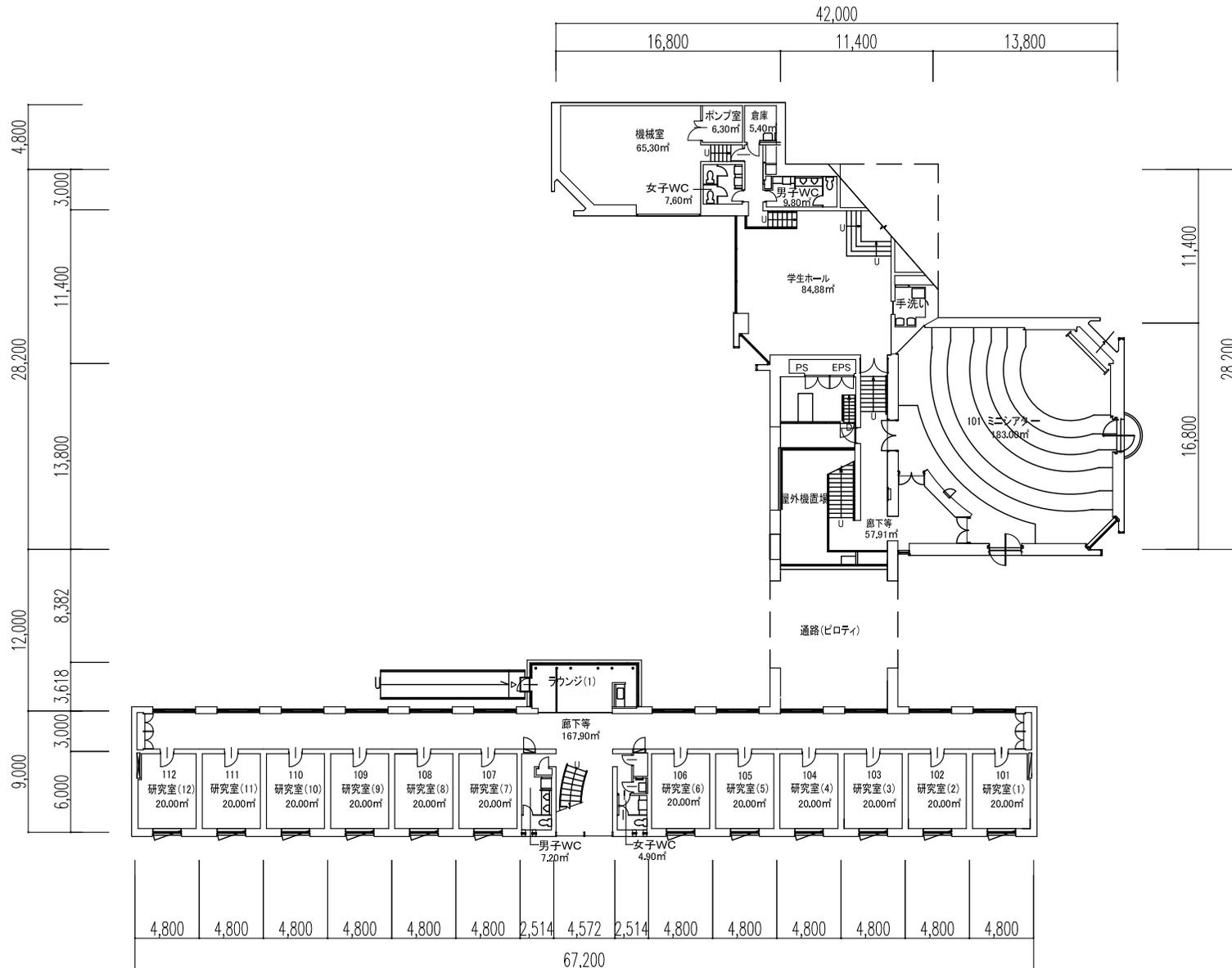


T棟

UV棟 1階平面図

専用・共用区分(U棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		420.19 m ²



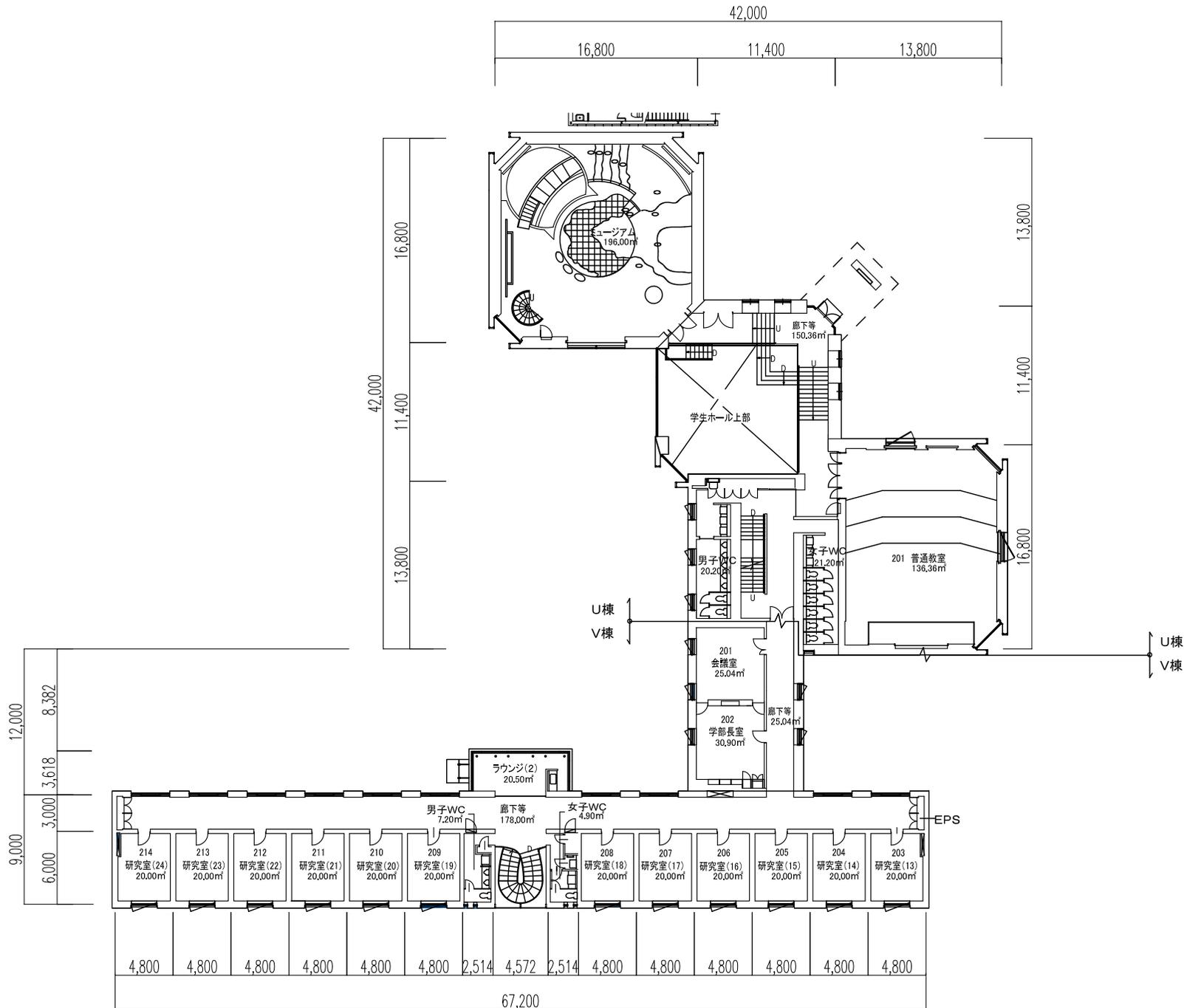
専用・共用区分(V棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		440.50 m ²

UV棟 2階平面図

専用・共用区分(U棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		524.12 m ²

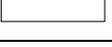


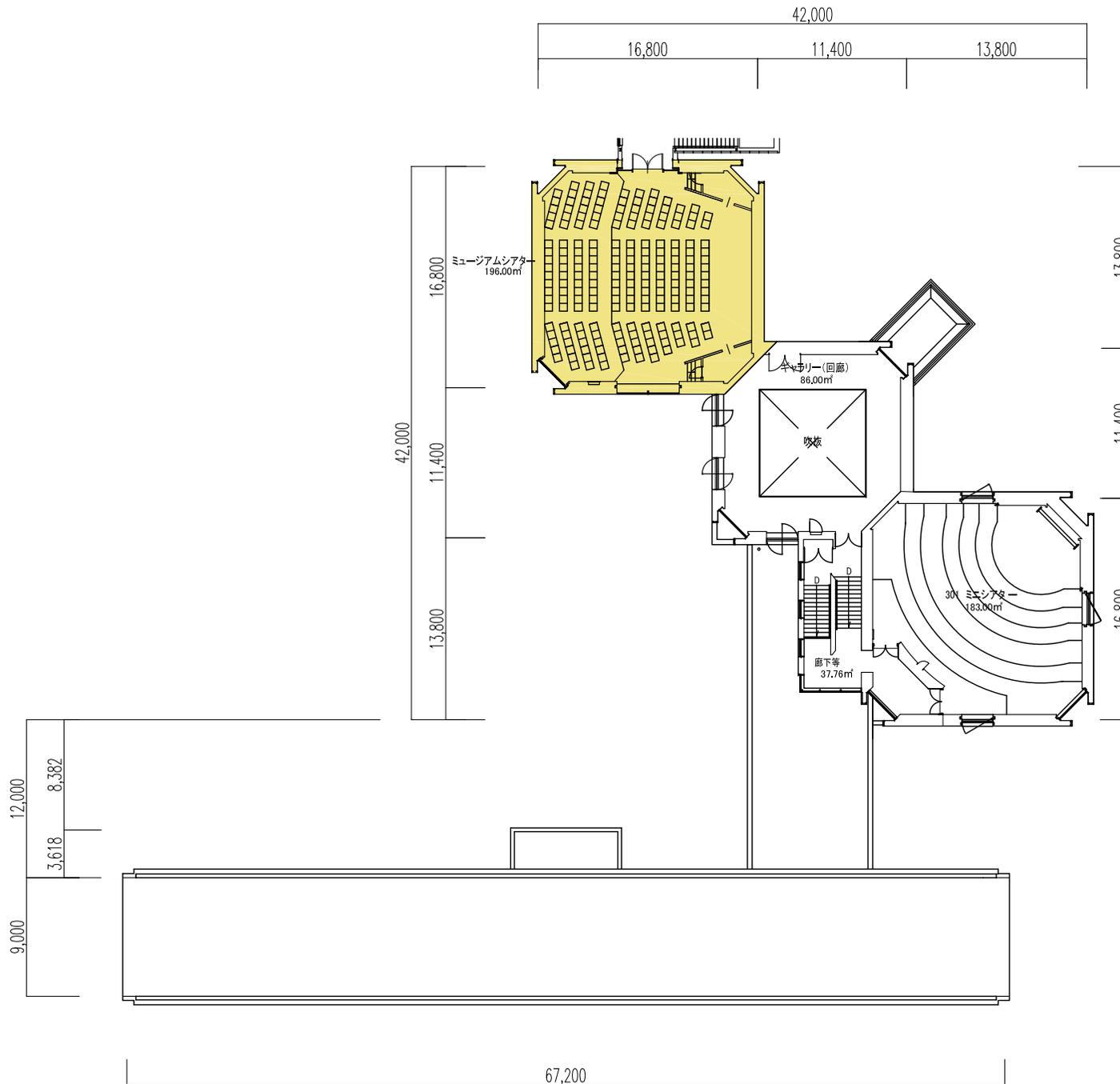
専用・共用区分(V棟)

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		0.00 m ²
大学専用		531.58 m ²

UV棟 3階平面図

専用・共用区分(U棟)

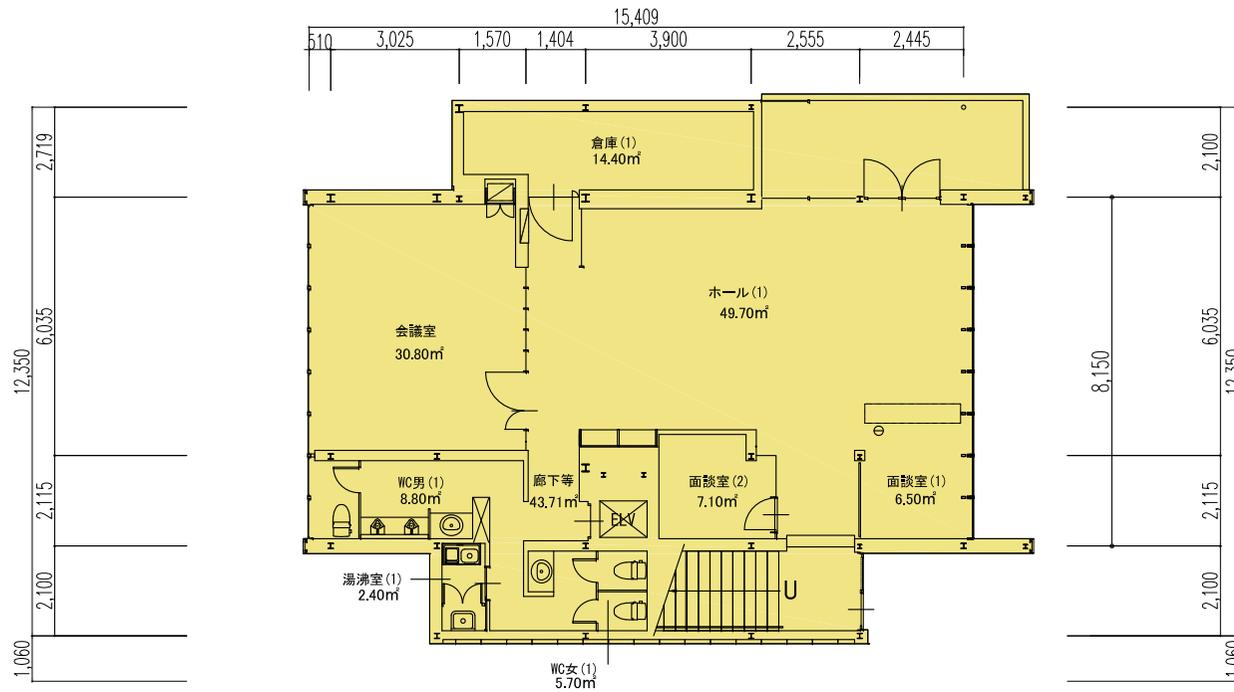
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		196.00 m ²
大学専用		306.76 m ²



U棟(アドミッションセンター) 1階平面図

専用・共用区分

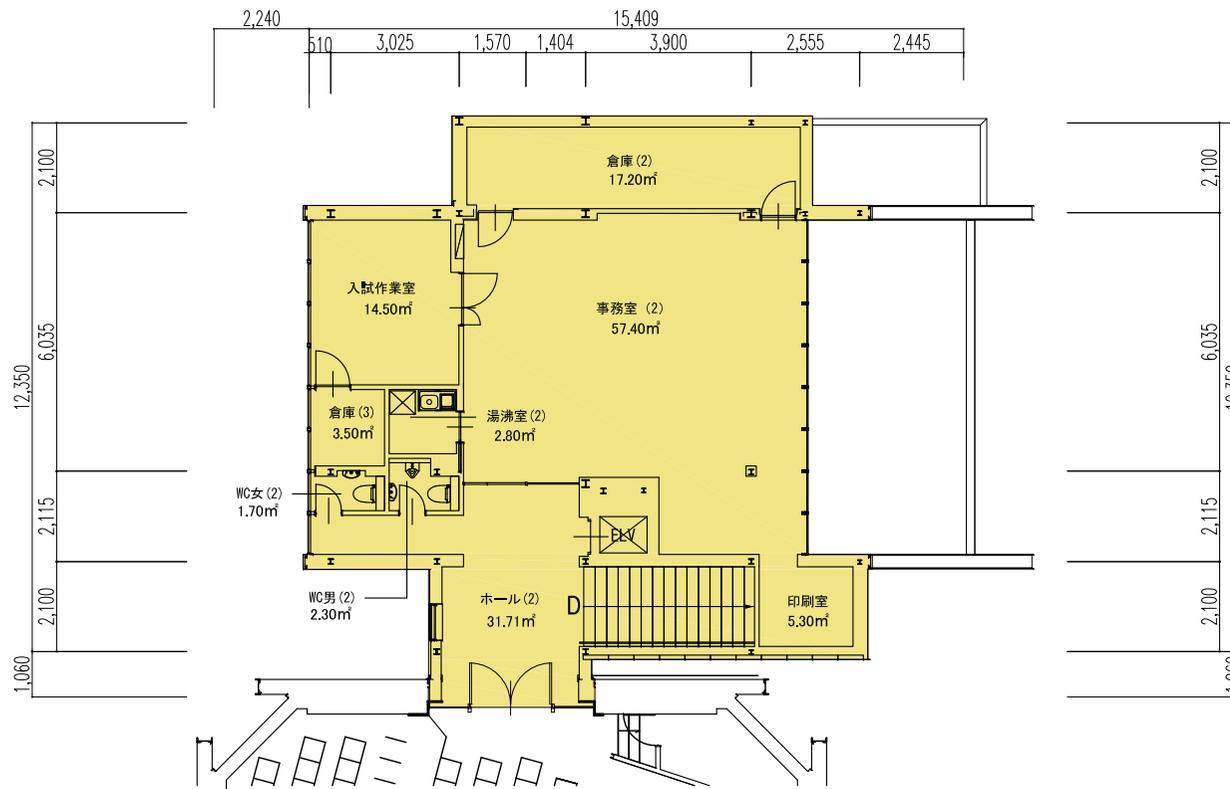
短大専用		0.00 m ²
大学と共用		169.11 m ²
大学専用		0.00 m ²



U棟(アドミッションセンター) 2階平面図

専用・共用区分

短大専用		0.00 m ²
大学と共用		136.41 m ²
大学専用		0.00 m ²



常磐短期大学学則

制 定 1966年 1月25日 認可日

最近改正 2025年 1月30日 理事会

目次

- 第1章 総則（第1条・第1条の2）
- 第2章 学科、学生定員および修業年限（第2条～第3条）
- 第3章 学年、学期および休業日（第4条～第7条）
- 第4章 入学、休学、退学および転学（第8条～第23条の2）
- 第5章 授業科目、履修方法および卒業（第24条～第39条）
- 第6章 授業料その他の費用（第40条～第46条）
- 第7章 職員組織（第47条・第48条）
- 第8章 教授会（第49条～第54条）
- 第9章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生および外国人学生（第55条～第57条）
- 第10章 賞罰（第58条・第59条）
- 第11章 公開講座（第60条）
- 第12章 研究および教育施設（第61条）
- 第13章 厚生および補導施設（第62条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 常磐短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）および学校教育法（昭和22年法律第26号）に則り、高等学校教育の基礎の上に、高度の知識と学理に基づく技能とを授け、合理的にして、かつ、環境に順応しうる人材を育成し、日本社会の進展に貢献しようとするものである。

（自己点検および評価）

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

② 前項の点検および評価の方法等については、別に定める。

第2章 学科、学生定員および修業年限

（学科および学生定員）

第2条 本学において設置する学科および学生定員は、次表のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
幼児教育保育学科	80名	160名

(学科の教育研究上の目的)

第2条の2 幼児教育保育学科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- 1 幼児教育および保育に携わる者として必要な豊かな人間性を育み、さらに高度な専門的知識および技術を身につけさせるために、これに係る教育研究を行う。
- 2 1の目的を達成するために、幼児教育および保育を通して人間関係の基礎を教授し、保育の技術を実践的に教授する。そして、保育を通して自己の成長を図るように教育する。
- 3 1の教育研究を通じて、質の高い実践力を持ち、自覚または責任を兼ね備え、子どもたちと心を通い合わせることでできる豊かな人間性を持った保育者を社会に送り出す。

(修業年限および在学年限)

第3条 本学の修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第4条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 1 春セメスター 4月1日から9月23日まで
 - 2 秋セメスター 9月24日から翌年3月31日まで
- ② 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、春セメスターの終期および秋セメスターの始期を変更することができる。

(休業日)

第6条 学年中の休業日を次のとおり定める。

- 1 日曜日
- 2 土曜日
- 3 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 4 創立記念日（1月25日）
- 5 功労者諸澤幸雄先生命日（9月8日）
- 6 春季休業日（3月1日から3月31日まで）
- 7 夏季休業日（8月1日から9月23日まで）
- 8 冬季休業日（12月23日から翌年1月7日まで）

② 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、または休業日を変更し、もしくは休業日としないことができる。

③ 第1項の規定にかかわらず、休業日中でも校外実習等の授業を行うことができる。
(授業日時数)

第7条 授業日時数は、定期試験等の日時を含め、年間35週を下らないものとする。

第4章 入学、休学、退学および転学

(入学の時期)

第8条 本学の入学は、毎学年の初めとする。ただし、再入学および復籍は、各セメスターの初めとする。

(入学することのできる者)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 1 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 外国において、学校教育による12年の課程を修了した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 5 文部科学大臣の指定した者
- 6 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 7 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 8 本学における個別の入学者資格審査を経て学長が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、提出しなければならない。

② 入学志願手続の時期、方法、書類等については、別に定める。

(入学者選抜試験)

第11条 本学は、入学志願者に対し試験を行い、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

② 入学者の選抜方法については、別に定める。

(入学手続)

第12条 入学者選抜試験に合格した者は、指定の期日までに、所定の費用を添えて、誓約書、保証書その他所定の書類を提出しなければならない。

- ② 入学手続の時期、方法、書類等については、別に定める。

(入学の許可)

第13条 入学手続完了者に対し、学長は入学を許可する。

- ② 指定の期日までに入学手続を完了しない者に対しては、合格を取り消すことができる。

(保証人)

第14条 保証人は、父母または独立の生計を営む成人の者で、学生の在学中、その一身に関する事項について、一切の責めに任ずる者でなければならない。

- ② 保証人が、死亡その他の理由により資格を失ったときは、直ちに新保証人を立て、学長に届け出なければならない。

(住所等の変更)

第15条 学生または保証人が、住所または氏名を変更したときは、その旨を学長に届け出なければならない。

(再入学)

第16条 本学を願い出により退学した者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを決定し、所定の手続を済ませたのち許可する。

- ② 再入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。
- ③ 再入学に必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第17条 本学に転入学を希望する者が、所定の書類を添えて志願したときは、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

- ② 前項の場合、他大学において修得した単位の認定は、教授会の議を経て学長が行う。
- ③ 転入学を許可された者の取扱いは、第13条によって入学を許可された者に準ずる。ただし、本学則に別段の定めがある場合は、この限りでない。
- ④ 転入学に必要な事項は、別に定める。

(休学)

第18条 病気またはやむを得ない事由により、引続き3ヵ月以上就学困難な者は、学長に休学を願い出ることができる。

- ② 休学に必要な事項は、別に定める。

(休学の期間)

第19条 休学の期間は、1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、

願い出により、更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

② 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間が満了し、または休学期間中に休学事由が消滅した者が復学しようとするときは、所定の書類を添えて学長に復学を願い出なければならない。

② 復学に必要な事項は、別に定める。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、その理由を記して、学長に退学を願い出なければならない。

② 退学に必要な事項は、別に定める。

(転学)

第22条 他の大学に転学しようとする者は、その理由を記して、学長に転学を願い出なければならない。

② 転学に必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 1 第3条に定める在学年限を超えた者
- 2 第19条に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- 3 死亡または行方不明の者
- 4 指定の期日までに所定の費用の納付を怠り、その督促を受けてもなおこれを納入しない者

(復籍)

第23条の2 前条第1項第4号の定めによって除籍された者が、復籍を願い出たときは、教授会の議を経て、学長がこれを許可する。

② 復籍を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

③ 復籍に必要な事項は、別に定める。

第5章 授業科目、履修方法および卒業

(授業科目および単位数)

第24条 本学において開設する授業科目および単位数は、次のとおりとする。

- 1 別表1 削除
- 2 幼児教育保育学科における授業科目は、別表2

(授業の方法)

第24条の2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれ

らの併用により行うものとする。

- ② 前項に規定する授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- ③ 第1項に規定する授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(卒業の要件)

第25条 本学を卒業するためには、学生は、2年以上在学し、前条に定める所属学科の授業科目を68単位以上修得しなければならない。

- ② 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前条第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。

(資格の取得)

第26条 本学において幼稚園教諭二種免許状を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)別表第1および教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第2条、第6条および第66条の6に基づき本学で定めた科目ならびに単位を修得しなければならない。

- ② 削除

- ③ 本学において保育士の資格を得ようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める科目および単位(平成30年厚生労働省告示第216号)に基づき、本学で定めた科目および単位を修得しなければならない。

- ④ 本学において取得できる資格および免許の種類は、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格とする。

第27条 別表3 削除

(単位の計算方法)

第28条 授業科目に関する単位数は、1単位当たり45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果および授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の基準によって計算する。

- 1 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 2 演習については、15時間で行う演習をもって1単位とするものを演習Aとし、30時間で行う授業をもって1単位とするものを演習Bとする。
- 3 実験および実習については、30時間で行う授業をもって1単位とするものを実験Aおよび実習Aとし、45時間で行う授業をもって1単位とするものを実験Bおよび実習Bとする。

4 実技については、30時間で行う授業をもって1単位とする。

(履修の方法)

第29条 第24条に定める授業科目は、必修および選択科目とし、履修方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

② 削除

(履修すべき科目の登録)

第30条 学生は、毎学年度および毎学期の当初に、当該年度において履修すべき授業科目を登録しなければならない。

② 学生は、前項により登録した授業科目以外の科目を履修し、単位を修得することはできない。

(履修登録単位の上限)

第30条の2 1年間に履修登録できる授業科目の単位数は、49単位を超えることはできない。

② 教授会が必要と認めたとき、前項に定める上限を超えて履修単位の登録を認めることができる。

(単位修得の認定)

第30条の3 各授業科目の履修を修了した者には、認定の上、単位を与える。

② 単位の認定は、定期試験によって行う。

③ 単位修得のための定期試験および単位修得認定の方法については、本学則に定めるもののほか、別に定める。

(他の短期大学または大学における授業科目の履修等)

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学または大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、30単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

② 前項に規定する本学の定めるところとは、次のものをいう。

1 他の短期大学または大学との協議に基づくもの

2 学生が行う他の短期大学または大学における科目等履修生

③ 前2項の規定は、学生が外国の短期大学または大学に留学する場合に準用する。この場合において、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前2項および次条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

④ 前3項に規定するもののほか、他の短期大学または大学との協議に基づく授業科目を履修する学生に関する規則は、別に定める。

(短期大学または大学以外の教育施設等における学修)

第31条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校
の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本
学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

② 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したも
のとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

③ 前2項に規定するもののほか、短期大学または大学以外の教育施設等における学修に
関する規則は、別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第31条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学また
は大学において修得した授業科目について修得した単位（短期大学設置基準（昭和50年
文部省令第21号）第17条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授
会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したもの
とみなすことができる。

② 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規
定する学修を、教授会の議を経て、本学に入学した後の本学における授業科目の履修と
みなし、単位を与えることができる。

③ 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、転学等
の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項および前
条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えない
ものとする。

④ 前3項に規定するもののほか、入学前の既修得単位等の認定に関する規則は、別に定
める。

(単位認定の条件)

第32条 当該学期の授業料およびその他の費用を未納の者については、単位の認定を行わ
ないことがある。

(定期試験の時期)

第33条 定期試験は、毎学期の終りに、その学期に授業を行った全科目について行う。た
だし、科目により特別の事情ある場合は、他の時期に行うことができる。

(定期試験の受験資格)

第34条 当該授業科目の履修につき年度当初に登録していない者は、定期試験を受けるこ
とができない。

② 科目の登録をした者であっても、授業出席時数を満たさない者は、定期試験を受ける
ことができない。

③ 定期試験の受験資格について詳しくは、別に定める。

(定期試験の方法)

第35条 定期試験は、筆記試験または口述試験とする。ただし、実験、実習および実技による科目は、その成績によることができる。

(学習の評価)

第36条 成績は、S、A、B、CまたはDをもって表し、S、A、BおよびCを合格とする。

② 成績評価の基準については、別に定める。

(追試験)

第37条 病気その他やむを得ない事由により、定期試験に欠席した学生に対しては、教授会の議を経て、追試験を行うことができる。

(卒業の認定)

第38条 本学に2年以上在学し、第25条に定める単位を修得し、かつ、2年の課程を修了した者に対し、教授会の議を経て、学長は卒業を認定する。

(学位)

第39条 卒業を認定された者に対し、学長は、短期大学士（幼児教育保育学）の学位を授与する。

② 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本学名を明記するものとする。

第6章 授業料その他の費用

(入学検定料)

第40条 本学に入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。

② 再入学、転入学および復籍を志願する者についても、前項による。

③ 入学検定料の取扱いは、別に定める。

(入学金)

第41条 本学の入学金は、別表4に規定するとおりとする。

② 再入学者および転入学者の入学金は、別に定める。

③ 入学金の取扱いは、別に定める。

(授業料)

第42条 本学の授業料は、別表4に規定するとおりとする。

② 授業料の取扱いは、別に定める。

(その他の費用)

第43条 実験実習費および施設拡充費は、別表4に規定するとおりとする。

② 実験実習費および施設拡充費の取扱いは、別に定める。

(休学の場合の費用)

第44条 本学の学生であつて、第18条および第19条の規定により許可を受けた者は、当該学期の休学在籍料を納入するものとし、休学期間中は授業料および前条に規定する費用

を免除する。

② 休学在籍料の取扱いは、別に定める。

(退学、転学等の場合の授業料)

第45条 退学もしくは転学した者、退学を命ぜられた者または停学中の者も、当該学期の授業料を全納しなければならない。

(再入学、復籍等の場合の費用)

第45条の2 再入学または復籍を許可された者の授業料およびその他の費用の取扱いは、別に定める。

(納入金の不還付)

第46条 既に納入した本章に定める費用は、原則として返還しない。ただし、入学手続を完了した者が、やむを得ない理由により、所定の手続に則り、入学辞退届を提出した場合は、入学金を除く授業料その他の納付金を返還するものとする。

第7章 職員組織

(職員)

第47条 本学に次の職員を置く。

- 1 学長、副学長
- 2 教授、准教授、専任講師、助教
- 3 非常勤講師
- 4 助手、事務職員
- 5 技術職員
- 6 運転手、用務員
- 7 その他の職員

(細則への委任)

第48条 職員の組織および業務分掌については、別に定める。

第8章 教授会

(教授会の構成)

第49条 本学に教授会をおき、学長、副学長ならびに専任の教授、准教授、専任講師および助教をもって組織する。

(教授会の招集)

第50条 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

② 学長は、構成員の3分の2以上の要求があった場合、教授会を招集しなければならない。

(教授会の開催および議決)

第51条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。

② 教授会における議案は、出席者の過半数の賛成をもって成立する。

(審議事項)

第52条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

1 学生の入学、卒業および課程の修了

2 学位の授与

3 その他前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

② 教授会は前項に規定するもののほか、学長およびその他の教授会が置かれる組織の長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ意見を述べることができる。

(委員会の設置)

第53条 教授会が必要と認めるときは、委員会を設けて、特定の事項を審議することができる。

② 前項に規定する委員会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

(細則への委任)

第54条 教授会および委員会の運営に関し、必要とする事項については別に定める。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、委託生および外国人学生

(科目等履修生)

第55条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目のうちのいずれか、または複数の授業科目を選んで履修しようとする者があるときは、学長は本学の教育に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として在籍を許可することができる。

② 科目等履修生が履修した授業科目については、第30条の2の規定を準用し、所定の単位を与える。

③ 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第55条の2 他の短期大学または大学の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、学長は当該他の短期大学または大学との協議に基づき、特別聴講学生として在籍を許可することができる。

② 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(委託生)

第56条 官公庁、法人または外国政府から委託された学生を委託生とする。

② 委託生の入学は、本学学生の学習を妨げない限り、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

③ 委託生には、本学則を準用する。

(外国人学生)

第57条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、教授会の議を経て学長がこれを許可する。

② 外国人学生には、本学則を準用する。

第10章 賞罰

(表彰)

第58条 学長は、本学学生にして表彰に価する行為のあったときは、教授会の議を経てこれを表彰することができる。

(懲戒)

第59条 建学の精神および本学教育の趣旨に背き、学生の本分に反する行為のある学生に対して、学長は、教授会の議を経てこれを懲戒することができる。

② 懲戒は、譴責、停学および退学とする。

③ 懲戒に関する規則は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座の開設)

第60条 本学において必要があると認めるときは、公開講座を設けることができる。

第12章 研究および教育施設

第61条 本学に研究、教育の充実および発展のために必要な施設を置く。

② 前項の施設に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 厚生および補導施設

第62条 本学に厚生および補導のための施設を置く。

- 1 学生寮
- 2 学生相談室
- 3 保健室
- 4 ゲストハウス
- 5 合宿所
- 6 食堂

② 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 本学則の改正は、教授会の審議を必要とする。
- 2 本学則は、1966年4月1日から施行する。
- 3 本学則第25条第2号別表2および第4号別表4の改正条項は、1989年4月1日から施行する。

- 4 本学則第2条、第25条第1号別表1注1)・注2)、第41条第1項、第42条および学則第58条の改正条項は、1989年4月1日から施行する。ただし、学則第2条、第41条第1項および第42条は、1989年度入学生から適用する。
- 5 本学則第27条第6項の改正条項は、1989年度から、第25条第3号別表3の改正条項および第28条別表4の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
- 6 本学則第1条、第2条、第9条、第25条第1号別表1注3)、同第3号別表3、同第4号、同第5号、同第6号、第28条、第28条の2および第28条の3の改正条項は、1990年4月1日から施行する。
- 7 本学則第40条第1項および第42条の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
- 8 本学則第32条第4項ないし第7項の改正条項は、1990年度入学生から適用する。
- 9 本学則第39条の改正条項は1991年度から、第24条、第24条別表第1、第24条別表第2、第24条別表第3、第24条別表第4、第24条別表第5、第25条、第26条第1項ないし第3項、同第5項、第27条、第27条別表第7、第29条第2項、第38条第1項、第40条第1項、第43条および第47条は1992年度入学生から、第7条、第70条および第71条の改正条項は、1992年度から適用する。
- 10 本学則第5条、第6条第1項第5号、第28条、第36条および第70条第1項第3号の改正条項は1993年度から、第24条別表第1、第24条別表第2、第24条別表第2、第24条別表第4、第24条別表第5、第24条第2項、第27条別表第7および第42条の改正条項は、1993年度入学生から適用する。
- 11 本学則第2条、第23条第1項第4号、第45条および第46条の改正条項は1994年度から、第40条第1項および第42条の改正条項は1994年度入学生から、第28条第3号、第4号、第24条別表3、同条別表4、同条別表5、第27条別表6および同条別表7の改正条項は、1993年度入学生から適用する。
- 12 本学則第42条および第43条の改正条項は、1995年度入学生から適用する。
- 13 本学則第2条、第24条第1項別表1ないし5、同条第2項、第25条、第27条第2項別表7、第41条第1項および第42条の改正条項は、1996年度入学生から適用する。
- 14 本学則第6条第1項、同条第2項、第30条の2、第31条、第31条の2、第31条の3、第62条、第62条の2および第27条別表7の改正条項は1997年度から、第24条別表1、第41条第1項および第42条の改正条項は、1997年度入学生から適用する。
- 15 本学則第24条別表2および第42条の改正条項は、1998年度入学生から適用する。
- 16 本学則第26条第3項および同条第6項ならびに第27条別表8の改正条項は、1999年度から適用する。
- 17 本学則第1条の改正条項は、1999年4月1日から施行する。
- 18 本学則第2条、第24条、第25条および第27条ならびに第24条別表1、別表2、別表3、

別表 4、別表 5、別表 6 および第 27 条別表 7、別表 8、別表 9 の改正条項は、2000 年度入学生から適用する。ただし、教育職員免許法（同施行規則）の旧法適用学生には、従前の規程を適用する。

19 本学則第 24 条別表 3 および同別表 5 の改正条項は、2000 年度入学生から適用する。

20 本学則第 24 条別表 4、別表 5 および別表 6、第 40 条および第 41 条の改正条項は、2001 年度入学生から適用する。

21 本学則第 9 条、第 26 条および第 31 条の 2 の改正条項は、2001 年 3 月 26 日から施行し、2001 年 1 月 6 日から適用する。

22 本学則第 2 条、第 24 条、第 25 条および第 26 条の改正条項は、2002 年度入学生から適用する。

23 本学則第 24 条別表 4 の改正条項は、2002 年度入学生から適用する。

24 本学則第 24 条別表 2、別表 3、別表 5 および別表 6 ならびに第 42 条の改正条項は、2002 年度入学生から適用する。

25 本学則第 26 条の改正条項は、2002 年度入学生から適用する。

26 本学則第 2 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条および第 43 条の改正条項は、2003 年度入学生から適用する。

27 本学則第 6 条および第 26 条の改正条項は、2003 年 4 月 1 日から施行する。

28 本学則第 9 条第 1 項第 6 号ないし第 8 号の改正条項は、2004 年度入学生から適用する。

29 本学則第 24 条別表 1、別表 2 および別表 5、第 25 条、第 26 条および第 27 条の改正条項は 2005 年度入学生から適用し、第 6 条第 1 項および第 48 条第 1 項の改正条項は、2005 年 1 月 1 日に遡って施行する。

30 本学則第 38 条および第 39 条の改正条項は、2005 年度卒業生から適用する。

31 本学則第 24 条別表 4、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2 第 2 項、第 31 条の 3 第 3 項の改正条項は 2006 年度入学生から適用し、第 8 条、第 16 条、第 17 条、第 23 条第 1 項、第 23 条の 2、第 34 条第 2 項、第 40 条、第 41 条、第 42 条、第 43 条、第 45 条の 2 および第 69 条の改正条項は、2006 年度から適用する。

32 本学則第 24 条別表 3、第 26 条第 4 項、第 47 条、第 48 条、第 49 条および第 52 条の改正条項は、2007 年 4 月 1 日から適用する。

33 本学則第 2 条、第 24 条、第 24 条別表 1 ないし別表 3、第 26 条 1 項ないし第 4 項、第 27 条、第 27 条別表 4 および第 39 条の改正条項は、2008 年度入学生から適用する。ただし、生活科学科生活科学専攻および食物栄養専攻は、在学生の卒業を待って廃止するまでは、従前の規定を適用する。

34 本学則第 1 条の 2、第 2 条の 2、第 12 条、第 14 条および第 36 条の改正条項は、2008 年度から適用し、第 42 条および第 43 条の別表学費一覧ならびに第 46 条の改正条項は、2008

年度入学生から適用する。

- 35 本学則全文の表記見直しに伴う改正は、2009年4月1日から適用する。また、第24条別表3は、2008年度入学生に遡って適用し、第9条の改正条項は、2009年度入学生から適用する。
- 36 本学則第24条別表2および別表3の改正条項は、2010年度入学生から適用する。
- 37 本学則第24条別表3および第26条の改正条項は、2011年度入学生から適用する。
- 38 本学則第27条別表4および第26条第2項の改正条項は、2012年度入学生から適用する。
- 39 本学則第30条の2および第36条の改正条項は、2013年度入学生から適用する。
- 40 本学則第24条別表2および別表3の改正条項は、2014年度入学生から適用する。
- 41 本学則第9条、第16条、第17条、第18条、第20条、第21条、第22条、第23条の2、第52条、第53条、第55条、第55条の2、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条および附則第1号の変更は、2015年4月1日から適用する。
- 42 本学則第2条および第24条別表1の変更は、2016年度入学生から適用する。
- 43 本学則第24条別表3の改正条項は、2018年度入学生から適用し、第62条の改正条項は、2018年4月1日から適用する。
- 44 本学則第24条別表3の改正条項は、2019年度入学生から適用する。
- 45 本学則第24条別表3の改正条項は、2019年度入学生から適用する。
- 46 本学則第26条第1項、第3項および第4項ならびに第30条の2の改正条項は、2019年度入学生から適用する。
- 47 本学則第24条、第24条別表1、別表2および別表3ならびに第25条、第27条、第41条、第42条および第43条の改正条項は、2020年度入学生から適用する。
- 48 本学則第24条別表1の改正条項は、2020年度入学生から適用する。
- 49 本学則第23条の改正条項は、2020年4月1日に遡って適用する。また、第5条の改正条項は、2021年度から適用し、第12条の改正条項は、2021年度入学生から適用する。
- 50 本学則第24条の2および第25条の改正条項は、2021年度から適用する。
- 51 本学則第44条の改正条項は、2022年4月1日から施行する。
- 52 本学則第2条、第2条の2、第24条、第24条別表1および別表2、第26条、第27条、第27条別表3、第29条ならびに第39条の改正条項は、2023年4月1日から施行し、2023年度入学生から適用する。なお、第2条に規定する学生定員は、2022年度から2024年度までは、次のとおりとする。

学科	2022年度		2023年度		2024年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
キャリア教養学科	100名	200名	—	100名	—	—

幼児教育保育学科	140名	280名	120名	260名	120名	240名
計	240名	480名	120名	360名	120名	240名

53 本学則第24条別表2の改正条項は、2025年4月1日から施行し、2025年度入学生から適用する。

54 本学則第42条別表4の改正条項は、2025年度入学生から適用する。

55 本学則の改正条項は、2024年9月26日から施行する。

56 本学則第24条別表2の改正条項は、2025年4月1日から施行し、2025年度入学生から適用する。

57 本学則第2条の改正条項のうち、入学定員は2026年度入学生から適用し、収容定員は2027年度在学学生から適用する。なお、2026年度の収容定員は200名とする。

別表1（第24条関係） 削除

別表2（第24条関係）

幼児教育保育学科

授業科目の区分		授業科目	授業の方法	単位数		備考
科目群	区分			必修	選択	
基礎科目群	教養	心の充実Ⅰ	講義	2		
		心の充実Ⅱ	演習B	1		
		歴史と文化	講義	2		
		社会と人間	講義	2		
		情報と科学	講義	2		
		国際文化研修	演習A		2	
	基礎	日本国憲法	講義		2	
		日本語表現	講義	2		
		コンピュータ演習Ⅰ	演習B	1		
		コンピュータ演習Ⅱ	演習B		1	
		英会話Ⅰ	演習B	1		
		英会話Ⅱ	演習B		1	
		身体活動論	講義		2	
		総合体育	実技	1		
専門科目群	教育・保育の本	教育原理	講義	2		
		保育原理	講義		2	

質		教育課程論	講義	2	
		教育制度・学校経営論	講義		2
		保育内容総論	演習A	2	
保育内 容	子どもと健康 I		演習B	1	
	子どもと環境 I		演習A		2
	子どもと言葉 I		演習A		2
	子どもと表現 I		演習B	1	
子ども の理解 と支援	教育心理学		講義	2	
	発達心理学		講義	2	
	子ども家庭支援の心理学		講義	2	
	乳児保育 I		講義		2
	子どもの食と栄養		演習A		2
	子どもの保健		講義		2
	社会福祉論		講義		2
	子ども家庭福祉論		講義	2	
	社会的養護 I		講義		2
	特別支援教育の基礎		講義	2	
子ども家庭支援論		講義	2		
保育技 能	基礎音楽A I		演習B		1
	基礎音楽A II		演習B		1
	ピアノフォローアップ		演習B		1
	基礎音楽B		演習B		1
	基礎造形		演習B	1	
	基礎体育		演習B		1
展開科 目群	教育・保 育の本 質	保育者論	講義	2	
		教育方法論	講義		2
保育内 容	子どもと健康 II		演習B		1
	子どもと環境 II (人間関係を含む)		演習B	1	
	子どもと言葉 II		演習B	1	
	子どもと表現 II (音楽)		演習B		1
	子どもと表現 II (造形)		演習B		1

		保育特講Ⅰ	演習B		1	
		保育特講Ⅱ	演習B		1	
子ども の理解 と支援		子どもの理解と援助	演習B	1		
		教育相談	演習B		1	
		特別支援教育・保育演習	演習A		2	
		乳児保育Ⅱ	演習B		1	
		子どもの健康と安全	演習B		1	
		社会的養護Ⅱ	演習A		2	
		子育て支援	演習A		2	
		在宅保育	講義		2	
保育技 能		児童文化（言語表現）	演習B		1	
		絵本の世界Ⅰ	演習B		1	
		絵本の世界Ⅱ	演習B		1	
実習		保育実習Ⅰ	実習B		4	
		保育実習指導Ⅰ	演習B		2	
		保育実習Ⅱ	実習B		2	
		保育実習指導Ⅱ	演習A		1	
		保育実習Ⅲ	実習B		2	
		保育実習指導Ⅲ	演習A		1	
		教育実習（事前事後の指導を含む）	実習A		5	
総合科 目	実践と 応用	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習A		2	
		課題研究Ⅰ	演習B	1		
		課題研究Ⅱ	演習B	1		
計				42	71	

別表3（第27条関係） 削除

別表4（第41条、第42条、第43条関係）

学費一覧（単位：円）

入学金	250,000
授業料（年額）	700,000
実験実習費（年額）	30,000

施設拡充費（年額）	320,000
-----------	---------

変更事項を記載した書類

1 幼児教育保育学科の入学定員の変更

(1) 変更事由

18 歳人口の減少ならびに本学への入学志願者動向に鑑み、幼児教育保育学科の入学定員を 120 名から 80 名に変更する。

(2) 変更条項

第 2 条（学科および学生定員）表

(3) 変更の時期

改 正 2025 年 1 月 30 日（理事会承認日）

施 行 2026 年 4 月 1 日

適 用 2026 年度入学生から適用

2 附則の追加

上記の学則変更に伴い、附則に次のとおり加える。

『57 本学則第 2 条の改正条項のうち、入学定員は 2026 年度入学生から適用し、収容定員は 2027 年度在 student から適用する。なお、2026 年度の収容定員は 200 名とする。』

以上

常磐短期大学学則 新旧対照表

改正後	現 行												
<p>常磐短期大学学則 制 定 1966年1月25日 認可日 最近改正 2025年1月30日 理事会</p> <p>目次 (略) 第1条・第1条の2 (略)</p> <p>(学科および学生定員) 第2条 本学において設置する学科および学生定員は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児教育保育学科</td> <td style="text-align: center;">80名</td> <td style="text-align: center;">160名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条の2 ～ 第62条 (略)</p> <p>附 則 1 本学則の改正は、教授会の審議を必要とする。 2 本学則は、1966年4月1日から施行する。 3 ～ 56 (略)</p> <p>57 本学則第2条の改正条項のうち、入学定員は2026年度入学生から適用し、収容定員は2027年度在学学生から適用する。なお、2026年度の収容定員は200名とする。</p> <p>別表1 ～ 別表4 (略)</p>	学科	入学定員	収容定員	幼児教育保育学科	80名	160名	<p>常磐短期大学学則 制 定 1966年1月25日 認可日 改正 2024年9月26日 理事会</p> <p>目次 (略) 第1条・第1条の2 (略)</p> <p>(学科および学生定員) 第2条 本学において設置する学科および学生定員は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幼児教育保育学科</td> <td style="text-align: center;">120名</td> <td style="text-align: center;">240名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2条の2 ～ 第62条 (略)</p> <p>附 則 1 本学則の改正は、教授会の審議を必要とする。 2 本学則は、1966年4月1日から施行する。 3 ～ 56 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>別表1 ～ 別表4 (略)</p>	学科	入学定員	収容定員	幼児教育保育学科	120名	240名
学科	入学定員	収容定員											
幼児教育保育学科	80名	160名											
学科	入学定員	収容定員											
幼児教育保育学科	120名	240名											

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

常磐短期大学では、学則第2条に定める入学定員及び収容定員を令和8年4月から次のとおり変更を行う。

幼児教育保育学科の入学定員を40名減員し、現行の120名を80名にする。

表1

学科名	入学定員	収容定員
幼児教育保育学科	120 → 80 (△ 40)	240 → 160 (△ 80)
短期大学計	120 → 80 (△ 40)	240 → 160 (△ 80)

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

常磐短期大学（以下、「本学」という。）は、「実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる」を建学の精神とし、1966(昭和41)年4月に常磐学園短期大学として開学した。

幼児教育保育学科は、1968(昭和43)年に幼児教育科として設置後、地域社会からの要請の変化に柔軟に対応すべく、名称変更を経て現在に至っている。

しかしながら、18歳人口の減少に加え、近年の高等教育を取り巻く環境の変化により、短期大学進学希望者は年々減少傾向が強まり、今後も短期大学進学希望者はいっそう減少していくことが予想される。幼児教育保育学科においては、2020(令和2)年度以降定員未充足の状態が続いているが、全国的な女性の就業率向上等の影響により、茨城県内においても、地域的な差があるとはいえ、保育需要は一定の水準を推移する見込みであり、優秀な保育人材の継続的な育成・輩出が引き続き強く求められている状況である。それらを踏まえ2026(令和8)年度より、幼児教育保育学科の入学定員を120人から80人に減ずることにより、入学定員充足率を向上させ経営規模の適正化を図るとともに、地域社会の要請に応える短期大学として、より一層の教育・研究の充実を図る。

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

幼児教育保育学科における教育課程の変更については、科目内容の重複解消等が主な理由であり、より効率的な学修を考慮した教育課程として再編している。また、2023(令和5)年度より設置した国立青少年教育振興機構が認定する「認定絵本土」および公益社団法人全国保育サービス協会が認定する「認定ベビーシッター」の資格取得を可能とするための科目を通じて、さらに幼児教育保育学科として教育内容の充実を図る。

上述のとおり、教育課程変更前と比較し同等以上の教育内容を担保することができると思われる。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法及び履修指導方法については、収容定員変更後も変更はない。今後も学生に寄

り添った教育を展開していけるよう、日々邁進していく。

(ウ) 教員組織の変更内容

教員については、短期大学全体としても法人全体としても収容定員に応じた人数を満たしている。収容定員変更後も、これまでと同等以上の教育内容を提供していく。

(エ) 大学全体の施設・設備の変更内容

施設については、収容定員変更後においても教育内容に影響のない広さを担保しており、今後も環境整備を図っていく。

学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要

収容定員を変更する組織	入学定員	収容定員	所在地
常磐短期大学幼児教育保育学科	80	160	茨城県水戸市見和 1-430-1

② 幼児教育保育学科の特色

常磐短期大学は、「実学を重んじ真摯な態度を身につけた人間を育てる」を建学の精神とし、1966年4月に常磐学園短期大学として開学した。幼児教育保育学科は、1968年に幼児教育科として設置後、地域社会からの要請の変化に柔軟に対応すべく名称変更を経て現在に至っている。

本学科では建学の精神に示すとおり、実社会で活躍する人材の養成に長きにわたり取り組んできており、地域社会のエッセンシャルワーカーとして必要である幼稚園教諭二種免許状、保育士、認定ベビーシッターなどの資格取得を可能としている。また、「細やかな学生指導」を実現するため、指導教員制により学生一人一人に寄り添った支援体制を構築している。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 幼児教育保育学科で要請する人材の社会的動向

全国的な女性の就業率向上等の影響により、茨城県内においても、地域的な差があるとはいえ、保育需要は一定の水準を推移する見込みであり、優秀な保育人材の継続的な育成・輩出が引き続き強く求められている状況である。総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」によると、共働き世帯は1980年代以降増加傾向で、1990年代には専業主婦世帯を逆転し、2022年には1262万世帯と大きく上昇している。このことは、保育の場の安定した確保の必要性を示しており、従事する人材の必要性も同時に表している。実際に、本法人が設置しているこども園においても、幼稚園教諭、保育士の確保は切実な課題となっている。

■ 幼児教育保育学科就職状況

	2019	2020	2021	2022	2023
就職率(%)**	100.0%	100.0%	100.0%	99.1%	100.0%

**就職希望者に対する就職者の割合

■ 幼児教育保育学科卒業生数・資格取得者数

(単位：人)

	2019	2020	2021	2022	2023
幼稚園教諭二種免許	114	134	115	115	101
保育士資格	116	137	114	116	101
卒業生数	118	139	118	116	104

② 中期的な入学対象人口の地域的動向

本学の主な受験対象となる茨城県内の18歳人口は減少傾向であるものの、今後5年では

7.78%の減少が見込まれるところ、直近5年で8.48%減少していることと比較すると、若干ではあるが減少の割合は鈍化しており、急激な変化は見られないことがわかる。(出典：茨城県常住人口調査茨城県の年齢別人口)

③ 幼児教育保育学科の主な学生募集地域

2024年度入学者の出身高校所在地県別の構成を見ると、96.2%の入学者が、茨城県内の高校から進学していることがわかる。茨城県内の短期大学定員充足状況は、直近3年では平均69.04%に留まっており、本学の主な学生募集地域である茨城県内の短期大学進学者の確保は厳しい状況となっている。これらの状況が入学定員を削減する要因となっている。

[別紙1：収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況／出身高校の所在地県別の入学者数の構成比、収容定員を変更する組織が置かれる都道府県の定員充足状況]

④ 定員充足の状況

幼児教育保育学科の入学定員に対する充足状況は、直近5年の平均入学者数113.4人、充足率85.9%となっている。今回の入学定員変更(120人から80人)により、定員を充足できる見込みである。[別紙2：入学定員の充足状況(直近5年)]

■ 幼児教育保育学科入試状況

(単位：人)

	2020	2021	2022	2023	2024
入学定員	140	140	140	120	120
入学者数	124	129	107	101	106
充足率	88.5%	92.1%	76.4%	84.2%	88.3%

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

[別紙3：学生募集のためのPR活動の過去の実績]

・オープンキャンパスの実施

2023年度には7回、2024年度には8回のオープンキャンパスを実施している。各年度の参加人数は2023年度389人、2024年度348人であり、本学の入学定員を大きく超える参加者を集めている。オープンキャンパスでは、本学の特色を周知するとともに、授業体験や模擬授業などを実施し志願動機を高めるよう促している。参加者のうち受験対象者・受験者・入学者の割合を見ると、2024年度において、受験率56.8%、入学率55.7%となっており、オープンキャンパスが学生確保に直結した企画であることがわかる。このことから、今後も継続してオープンキャンパスは学生確保の最重要企画として取り組んで行く。

・ガイドブックの配布

直近2年の平均で3,005件にガイドブック配布を行っている。オープンキャンパスと比較して受験・入学には直結していないものの、幅広く本学の情報を周知することにつながっている。前述のとおり、本学の主な募集地域内の対象者が減少傾向であることから、対面での広報活動と併せて、資料等の配布による周知も強化し、新たな募集地域の拡大および情報提供方法の確立に努める。

② 競合校の状況

茨城県内には、本学を含め3校の短期大学が設置されている。その3校ともに本学同様幼児教育・保育の分野の学科を有しており、定員規模も含め本学に類似した競合校であるといえる。

本学を含む競合校への入学者総数に対する本学の入学者数の割合は、2020年の44.12%から2024年には47.53%へと上昇しており、今後も茨城県内において短期大学同系統学科志願者から一定数の入学者を確保できると見込むことができる。

■ 茨城県内の短期大学（幼児教育・保育関係学科）の定員・入学者数の推移（単位：人）

	2020	2021	2022	2023	2024
茨城女子短期大学(入学定員100)	85	73	64	70	56
つくば国際短期大学(入学定員100)	72	71	53	58	61

*出典：各学校HP

また、競合校と学納金について比較してみると、本学における2024年度入学生の入学金、授業料等を含む初年次納付金額は126万円で、茨城県内の短期大学平均である130万円を下回っており、適正な設定であると考えられる。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

茨城県内の18歳人口の減少、短期大学・教育系学科への志願者の減少等、マイナス要因が見込まれる中であっても、社会的な人材需要は依然高いと認識している。幼児教育保育学科の直近5年の平均入学者数は113.4人であり、今回変更後の入学定員80人は、学生確保が可能で適正な定員設定であると考えられる。本学が位置する地方において、継続して一定数の幼児教育・保育従事者を養成することは、地域社会の維持に必要不可欠なこととして捉えている。

収容定員を変更する組織が置かれる都道府県への入学状況

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（2024年度）

	都道府県名	人 数	構成比
1	茨城県	102人	96.2%
2	福島県	2人	1.9%
3	千葉県	1人	0.9%
4	長野県	1人	0.9%
	全 体	106人	100.0%

出典：令和6年度学校基本調査 本科学学生内訳表

○収容定員を変更する組織が置かれる都道府県の定員充足状況

	新組織所在地 (都道府県)	充足率		
		2022年度	2023年度	2024年度
1	茨城県	65.88%	71.56%	69.68%

出典：各学校HP

○収容定員を変更する組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率		
		2022年度	2023年度	2024年度
1	教育系学科（短大）	73.96%	68.36%	63.66%

出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和6（2024）年度 私立大学・短期大学等入学志願動向」

大学学科名：常磐短期大学幼児教育保育学科

1. 各選抜方法の状況

		2020年度入学者	2021年度入学者	2022年度入学者	2023年度入学者	2024年度入学者	平均	
総合型選抜 (R2AO)	募集人数	42人	55人	55人	36人	36人	45人	
	延べ人数	志願者数	60人	42人	31人	25人	36人	39人
		受験者数	60人	42人	31人	25人	36人	39人
		合格者数	60人	40人	31人	25人	36人	38人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	60人	42人	31人	25人	36人	39人
		受験者数	60人	42人	31人	25人	36人	39人
		合格者数	60人	40人	31人	25人	36人	38人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	60人	40人	31人	25人	35人	38人	
	学校推薦型選抜	募集人数	93人	79人	79人	78人	78人	81人
		延べ人数	志願者数	64人	87人	76人	75人	72人
受験者数			64人	87人	76人	75人	72人	75人
合格者数			64人	87人	76人	75人	71人	75人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
実人数		志願者数	64人	87人	76人	75人	72人	75人
		受験者数	64人	87人	76人	75人	72人	75人
		合格者数	64人	87人	76人	75人	71人	75人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
入学者数		64人	87人	76人	75人	71人	75人	
一般選抜		募集人数	5人	5人	5人	5人	3人	5人
		延べ人数	志願者数	4人	8人	4人	9人	1人
	受験者数		3人	8人	4人	9人	1人	5人
	合格者数		3人	8人	4人	8人	0人	5人
	うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数	4人	8人	4人	9人	1人	5人
		受験者数	3人	8人	4人	9人	1人	5人
		合格者数	3人	8人	4人	8人	0人	5人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数	0人	2人	0人	1人	0人	1人	
	共通テスト利用入試	募集人数	0人	0人	0人	0人	2人	0人
		延べ人数	志願者数					4人
受験者数							4人	4人
合格者数							4人	4人
うち追加合格者数							0人	0人
辞退者数							0人	0人
実人数		志願者数					4人	4人
		受験者数					4人	4人
		合格者数					4人	4人
		うち追加合格者数					0人	0人
		辞退者数					0人	0人
入学者数						0人	0人	
その他の特別選抜		募集人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
		延べ人数	志願者数		0人	0人	0人	0人
	受験者数			0人	0人	0人	0人	0人
	合格者数			0人	0人	0人	0人	0人
	うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人
	辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人
	実人数	志願者数		0人	0人	0人	0人	0人
		受験者数		0人	0人	0人	0人	0人
		合格者数		0人	0人	0人	0人	0人
		うち追加合格者数		0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数		0人	0人	0人	0人	0人
	入学者数		0人	0人	0人	0人	0人	
	合計	募集人数	140人	140人	140人	120人	120人	132人
		延べ人数	志願者数	128人	137人	111人	109人	113人
受験者数			127人	137人	111人	109人	113人	119人
合格者数			127人	135人	111人	108人	111人	118人
うち追加合格者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
辞退者数			0人	0人	0人	0人	0人	0人
実人数		志願者数	128人	137人	111人	109人	113人	120人
		受験者数	127人	137人	111人	109人	113人	119人
		合格者数	127人	135人	111人	108人	111人	118人
		うち追加合格者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
		辞退者数	0人	0人	0人	0人	0人	0人
入学者数		124人	129人	107人	101人	106人	113人	

2. 入学定員充足率

	2020年度入学者	2021年度入学者	2022年度入学者	2023年度入学者	2024年度入学者	平均
入学定員	140人	140人	140人	120人	120人	132
入学定員充足率	0.89	0.92	0.76	0.84	0.88	0.86
歩留率	0.98	0.96	0.96	0.94	0.95	0.96

学生募集のためのPR活動の過去の実績

①取組の名称：常磐短期大学オープンキャンパス

	2023年度入試	2024年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	389人	348人	①取組概要 キャンパスで開催する来校型に加え、遠方からも参加が可能なオンライン型を実施し、学科の特色を説明するとともに、授業体験、個別相談等を行った。 2023年度入試対象(2022開催)：計7回開催(3/21、5/21、6/12、7/10、8/11、8/27、9/24) 2024年度入試対象(2023開催)：計8回開催(3/25、5/20、6/10、7/9、8/6、8/26、9/23、11/11) ②過去の取組実績を踏まえた入学者数の見込み 参加者総数は若干減少傾向にあるものの、受験対象者数に大きな変化みられないことから、50%を超える受験率等を踏まえれば、入学定員である80人を確保することは可能である。
うち受験対象者数(b)	179人	183人	
うち受験者数(c)	94人	104人	
うち入学者数(d)	93人	102人	
(受験率 c/b)	52.5%	56.8%	
(入学率 d/b)	52.0%	55.7%	

②取組の名称：常磐短期大学ガイドブックの配布

	2023年度入試	2024年度入試	取組概要と入学者数等に関する分析
参加者等総数(a)	3509人	2501人	①取組概要 WEB広報、受験雑誌等の資料請求企画を利用し、より広範囲にガイドブックの配布を行った。 ②過去の取組実績を踏まえた入学者数の見込み 例年受験者数の約10倍の対象者から資料請求がなされており、入学者の確保につながっている。
うち受験対象者数(b)	1089人	983人	
うち受験者数(c)	94人	104人	
うち入学者数(d)	93人	102人	
(受験率 c/b)	8.6%	10.6%	
(入学率 d/b)	8.5%	10.4%	

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	シモムラ ユタカ 下村 裕 <令和7年4月1日>		理学博士		常磐大学・常磐短期大学 学長 (令和7年4月1日～令和11年3月31日)